

平成 23 年度

# スプリングレビュー

**【協議資料】**

# 目次

1	総務部	1
2	企画部	5
3	生活文化部	21
4	社会福祉部	27
5	こども家庭部	31
6	健康医療部	37
7	環境部	47
8	農林水産部	53
9	都市計画部	59
10	公園緑地部	67
11	土木部	73
12	建築住宅部	79
13	消防局	85
14	上下水道部	89
15	学校教育部	93

# スプリングレビュー調書

総務部

## 【基本政策】

安全で安心して暮らせる地域社会づくり

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 浜松市地域防災計画の抜本的な見直しについて
  - ・ 津波対策について
  - ・ 震災復興対策について

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~26)における主要課題等】

- ◆ 市民と行政が連携し、迅速に行動できる体制の構築
- ◆ 自主防災組織が実施する防災訓練等の取り組みに対する技術的・物的な支援
- ◆ 「浜松市防災ホットメール」への登録促進
- ◆ 緊急事態に迅速に対応できる危機管理体制の構築

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 浜松市津波対策について
- ◆ 震災復興対策について



## 【協議事項】(案件名を記入してください)

浜松市地域防災計画の抜本的な見直しについて

## 【現状と課題】

## 【現状】

- ・地域防災計画の地震対策編において、危険度の試算は静岡県が平成13年5月に策定した推定東海地震における第三次地震被害想定により行われている。その想定によると、遠州灘での最大津波高は5.6mであり、人的被害は発生しないとされている。
- ・復興対策の準備としては、「震災復興都市計画行動計画」が作成されている。

## 【課題】

- ・東日本大震災に伴う津波被害から、東海・東南海・南海地震の三連動が発生した場合には、東海地震の想定を超える津波が予想される。
- ・地域防災計画の抜本的な見直しは、国の科学的知見、県の地震被害想定<sup>の更新を踏まえて行う必要がある。</sup>
- ・震災復興を実施する組織体制が定まっていない。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

- ・地震・津波の専門家による津波検討委員会を組織し、津波シミュレーションや避難行動等のソフト対策や津波避難タワー設置等のハード対策の検討を行い、今後の地震対策に反映させる。  
また、委員会の検討には、時間を要するため、すぐ出来るソフト対策として下記の調査を行う。
  - 鉄筋コンクリート 3 階以上の建築物調査を実施して津波避難ビルの候補施設を調査する。
  - 今回の避難行動や過去の津波避難を参考に、避難誘導者などを導入した津波避難方法を検討する。
- ・地域防災計画の修正は、国、県の計画と整合性をとる必要があるため、県の地域防災計画修正後、調整を行い修正する。
- ・震災復興本部の組織や所掌事務について、調査・研究の上、庁内体制の確立をしていく。

## 【今後の主要事業】

- ・津波検討委員会委託業務  
文献等による過去の津波調査、津波シミュレーションによるハザードマップ（東海・東南海・南海地震連動、50mメッシュ）作成、津波痕跡調査、津波関係の地域防災計画の修正案の作成を実施する。
- ・津波避難基礎調査  
津波避難ビルとなり得る建築物（鉄筋コンクリート、3階建て以上）調査を実施し、津波避難方法の検討をする。
- ・庁内関係部署で津波対策プロジェクト会議を立ち上げ、意見、データ集約を行い見直しに反映させる。

**【論点】**

- ◆ 津波対策の検討の進め方について
  - 津波検討委員会の設置について
  - 今後のスケジュールについて
- ◆ 震災復興の組織体制の現状と今後の進め方について
  - 復興対策本部の所管について
  - 組織体制の今後の進め方について

**【協議要旨】**

- ◆ 津波シミュレーションについては、県との役割分担を確認するとともに、津波対策の検討は、遠州地域 8 市 1 町で連携して取り組む。
- ◆ 津波対策については、避難施設など、できるところから早期に対応する。
- ◆ 復興計画については、体制、手順などの基本的考え方を、夏ごろを目途に定める。
- ◆ 海岸部付近については、小中学校など公共施設の屋上への避難階段の設置や、民間施設の協力が得られるよう緩和措置について検討する。

## スプリングレビュー調書

企画部

## 【基本政策】

協働による都市経営の推進

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 平成 23 年度税制改正大綱における市民公益税制について、NPO 法人等への支援策として寄付しやすい環境の整備が検討されており、その一つとして、市等への寄付を通じた NPO 法人等への助成の仕組みが取り上げられている。

## 【第 2 次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 三遠南信地域連携ビジョンの実現に向けた取り組みを中心とした、他の自治体との連携による広域行政の推進
- ◆ 利用しやすく分かりやすい組織や業務執行体制の構築
- ◆ 職員の政策法務力の一層の向上と訴訟等の未然防止及び訴訟等への迅速かつ円滑な対応
- ◆ 市民主役の国際交流や国内外の都市との連携の推進
- ◆ 地上デジタル放送の難視聴地域や携帯電話不惑地域の解消、光ファイバー網の整備促進
- ◆ 都市部との交流・連携の促進による、中山間地域の振興
- ◆ 市民の力が協働に結びつく仕組みづくり
- ◆ すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できるユニバーサルな環境社会の形成

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 市民等からの寄付金を活用した市民活動団体への支援の仕組み（市民協働推進課）





【協議事項】(案件名を記入してください)

- ① 地域まちづくり基金の創設について

【現状と課題】

住民が主体となる地域社会を今後とも維持していくには、地域住民が考え、行動してもらうことが基本であるが、中山間地域においては、少子高齢化が著しく、限界集落も増加しており、住民自治の基盤とも言える自治会などの運営も困難になりつつある。

このため、住民自治機能を補完し、地域コミュニティを維持していくため、各種団体の連携や地域ぐるみの取り組みが重要となっており、こうした住民の自発的な取り組みを支援する仕組みづくりが求められている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

- ① 中山間地域を対象とする「地域まちづくり基金」を創設し、地域内の安心・安全の確保、定住、交流の推進や地域特性や資源を活かしたまちづくりなど地域の課題解決などに向けた住民の取り組みに対して支援する。
- ② 事業提案主体となる地域の組織の設置、認定。

【今後の主要事業】

- 庁内PTの設置 (平成23年度)  
 基金の制度設計や事業決定から実施までのスキームの検討。  
 ・ 対象地域は、中山間地域(天竜、春野、佐久間、水窪、龍山、引佐北部)とする。  
 ・ 地域の課題解決ための提案や取り組みに対し基金を活用する。
- 地域への説明、事業主体などの受け皿づくり。(平成23年度)
- 一部実施(受け皿ができた地域から)(平成24年度)

【論点】

- ◆ 基金創設に向けた進め方
- ◆ 基金の活用方法について

【協議要旨】

- ◆ 受け皿となる団体の枠組みは、旧市町村単位に限定することなく柔軟なものとし、今後、進め方を検討し制度化する。



## 【協議事項】

- ② 市民協働について（はままつ夢基金制度の見直し）

## 【現状と課題】

- ・ 市民協働推進条例により市民協働推進基金（愛称：はままつ夢基金）を設置し、市民等からの寄附金を財源として市民活動団体へ補助金を交付する制度を実施している。
- ・ 運用上、寄附の際に活用先を希望することもできたが、寄附金が無条件で指定された団体に助成される、いわゆるトンネル寄附との見解がされないよう、助成の段階で市民協働推進委員会の審査等のルールを設け制度を実施している。
- ・ 個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望して支出する寄附金に係る個人住民税の取扱いについて、平成22年12月17日付総務省自治税務局市町村税課長通知が発出され、原則としてふるさと寄附金に該当することが明らかにされた。
- ・ 新しい公共の担い手を支える仕組みとして有効に機能するよう、はままつ夢基金制度を活性化させる必要がある。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

- ・ はままつ夢基金制度における団体指定寄附の取り扱いを明確化し、寄附者の意向を最大限尊重することのできる仕組みに見直しを図る。
- ・ 寄附が国税及び地方税の控除対象となることや、団体の育成につながることのPRを強化するとともに、寄附から助成までのプロセスを分かりやすくすることで、寄附をしやすい環境づくりを進める。
- ・ 補助金交付については、市民等からの寄附金を財源とするものであり、寄附者の希望を尊重するためにも、補助金見直しに係るガイドラインの例外的な取り扱いとする。
- ・ 補助金交付に係る対象団体、交付基準や審査方法等、助成における審査機関である市民協働推進委員会の意見を聞き制度設計を検討する。
- ・ 他の基金における団体指定寄附の取扱いについて調整を図っていく。

## 【今後の主要事業】

- ・ 新しいはままつ夢基金制度について、平成23年度中に検討を行い、平成24年度当初から再スタートする。

## 【論点】

- ◆ 本制度による補助金交付について
- ◆ 補助対象経費、補助率、限度額の設定など見直しについて

## 【協議要旨】

- ◆ 他都市の事例を参考に、様々なシミュレーションを研究した上で、条件の設定、認定のあり方、チェック体制などを検討し制度化する。



## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ③ 区出先機関再構築の方針について

## 【現状と課題】

- ・人口減少社会が到来し、今後も厳しい行財政環境が続くことが予想される中、区役所を核にした市民サービス提供体制の再構築が求められている。
- ・持続可能な自治体経営を行うため、行財政改革の観点から、行政経営資源の再配分や再配置を行う必要がある。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

- ・市民との協働により地域づくりを進めるため、地域自治センター、公民館、市民サービスセンターを(仮称)地域協働センターとして再編し、広報・広聴をはじめ、簡易な相談業務、地域コミュニティづくりへの支援、各種行事やイベント、生涯学習等の様々な地域活動への支援などを通じて、市民とともに住みよい地域づくりを進める。
- ・天竜、北、西区内の(仮称)地域協働センターについては、地域特性に配慮し、基礎的な行政サービス、市民協働機能のほか、災害対応、まちづくり事業、施設管理などの機能を必要に応じ適宜加える。
- ・市民サービスセンターについては、近隣の同機能施設との距離、取り扱い件数の推移等を踏まえ、統廃合を進める。

## 【今後の主要事業】

- (仮称)地域協働センターへの再編
  - ・地域自治センターを地域協働センターとして再編 (平成24年度実施)
  - ・なゆた浜北、五島市民サービスセンターの廃止 (平成24年度実施)
  - ・公民館を地域協働センターとして再編 (平成24年度以降)
  - ・龍山地域自治センターと龍山総合センターの機能集約 (平成25年度実施)
- 市民協働コーナーの設置
  - ・地域協働センターに市民協働コーナーを設置 (平成24年度以降)

## 【論点】

- ◆ 現地域自治センター、公民館、市民サービスセンターの地域協働センターへの再編について
- ◆ 地域協働センターへの市民協働コーナー設置について
- ◆ 龍山地域自治センター及び龍山総合センターの機能集約について

## 【協議要旨】

- ◆ 原案のとおり、地域協働センターへの再編を進める。
- ◆ 取り扱い業務の統一に向けては、再編後、実態を調査し分析を進める。
- ◆ 龍山地域自治センターと龍山総合センターの機能集約については、手法等の検討を進め、早期に取り組む。

地域自治センター			
A	B	C	D
舞阪	引佐、三ヶ日	春野、佐久間、水窪、龍山	※雄踏、細江、天竜
			浜松西 浜松北

廃止

公民館等			
E	F	G	H
旧浜松、旧浜北市内の市民サービスセンター併設公民館(28施設)	中部、西部、南部、可美、※二俣、※三ヶ日	光明	天竜区内の市民サービスセンター併設小規模公民館等(7施設)

市民サービスセンター
駅前、高丘葵、飯田、可美、新都田、なゆた浜北、赤佐、鹿島、龍山北

(仮称)協働センター

業 務	F	D	E	A	B	C
	単独公民館	雄踏 細江 天竜	旧 浜松 浜北	舞阪	引佐 三ヶ日	天竜区
基本的な業務						
まちづくり活動の支援						
情報提供、情報交換の推進						
地域課題解決に向けた取り組み	○	○	○	○	○	○
地域団体のネットワーク化の支援						
生涯学習・文化スポーツ事業の企画実施						
行政サービス(102種)			○	○	○	○
行政サービス(介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療など)					○	○
行政サービス(上記以外で地域自治センターで取り扱っていたもの)						○
地域防災				○	○	○
施設の利用許可、施設の不備・破損等の対応				○	○	○
地域イベントの支援				○	○	○
中山間地域振興(天竜区、引佐北部地域)					○	○
環境対策の初期対応						○
林道の簡易な維持管理(引佐のみ)					○	
農林道の簡易な維持管理						○

(仮称)ふれあいセンター

業 務	G	H
生涯学習・文化スポーツ事業の企画実施	○	○
行政サービス(102種)		○

市民サービスセンター	
駅前、高丘葵、飯田、可美、新都田、鹿島	行政サービス(102種)
龍山北	行政サービス(14種)

※雄踏は雄踏文化センターに、細江はみをつくし文化センターに、天竜は二俣公民館に(仮称)協働センターを配置する。  
※三ヶ日公民館は、三ヶ日地域自治センターと統合し(仮称)協働センターとする。

# 市民協働コーナー整備計画

企画部市民協働推進課

## 1 目的

地域自治センターや公民館・市民サービスセンター等の（仮称）地域協働センターに移行する施設内に、地域住民に身近な市民活動の拠点として、市民活動に関する打合せ等ができるオープンスペースを整備し、市民協働の活発化を図る。

## 2 整備の考え方

- ・ 既存の公共施設の空きスペースを活用し、維持管理のための新たな人的、財政的経費負担が生じないものとする。
- ・ 場所の確保や開設に伴う施設の維持管理については、各施設を所管する部署が行う。
- ・ スペース的に設置が難しい施設もあることから、設置可能な施設から随時実施。
- ・ 整備にあたりコピー機や机・椅子等の調達が必要となった場合の予算措置は今後、施設側と調整。

### 【イメージ】

平成 22 年度、モデルとして、引佐地域自治センターと（旧）三ヶ日保健センターの空きスペースを活用して市民活動に関する打合せ等ができる「市民協働スペース」を整備。このスタイルをモデルとする。



## 3 今後のスケジュール

	23年度	24年度～
市民協働推進課	モデルの検証 遊休スペースの調査 設置可能施設抽出 時間、機能の調整 備品類等予算措置調整	
地域自治センター 引佐、三ヶ日	H22モデル実施 設置場所・時間・設備等の検討 開設準備	(仮称)地域協働センター 設置可能施設から
公民館		
区役所	区役所内への設置についても検討	

## 区出先機関再構築の基本方針(骨子修正案)について

### 1 再構築にいたる背景と理由

- |           |                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)時代背景   | ・人口減少社会の到来、持続可能な自治体経営                                                                      |
| (2)基本構想   | ・民主主義に基づく自治の実践<br>・社会関係資本を基盤とした市民協働によるまちづくり<br>・将来の飛躍に向けた「ひとつの浜松」の形成                       |
| (3)都市経営戦略 | ・市民に身近な区役所の実現                                                                              |
| (4)区役所の役割 | ・3つの機能<br>「市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能」<br>「市民と市政をしっかりとつないでいく機能」<br>「市民との協働により、まちづくりを推進する機能」 |

### 2 区役所の役割ごとの現状と課題

- (1)「市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能」
- ・地域自治センター、市民サービスセンターによって、取扱業務や取扱件数に差異がある。
  - ・区役所の新設等により、提供機関の重複配置が見られる。
  - ・証明などの発行件数が、全体的に減少している。
- (2)「市民と市政をしっかりとつないでいく機能」
- ・市民への行政情報や地域情報の発信が求められている。
  - ・公民館について、生涯学習機能が中心であり、地域のコーディネート機能が求められている。
- (3)「市民との協働により、まちづくりを推進する機能」
- ・市民協働を進めるうえでは、地域における情報交流や地域課題に関する情報収集、提供が必要である。
  - ・市民協働の地域における拠点を明確にする必要がある。

### 3 再構築の視点

- (1)的確な行政サービスの提供と効率的な区役所運営の両立
- (2)ゼロベースでの出先機関の機能と組織の検討
- (3)地域特性への配慮
- (4)将来動向を見越した行政サービス提供の抜本的な見直し



#### 4 再構築の趣旨(目指す区行政組織の姿)

(1)市民に身近な行政サービスを、区役所及びその出先機関において効果的・効率的に提供する。

(2)的確な行政情報の提供と積極的な広聴活動により、行政への市民参加を進める。

(3)地域住民との協働により、地域の課題を発見・解決するなど、市民が主役のまちづくりを推進する。

#### 5 取組方針と具体的な取組

##### (1)(仮称)協働センター・(仮称)ふれあいセンターの設置、及び市民サービスセンターの再配置

地域自治センター、公民館、市民サービスセンターを再編し、地域における住民自治・市民協働、生涯学習、行政サービス提供の拠点として(仮称)協働センターを全市に配置する。

###### ①地域自治センター

- ・舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の地域自治センターを(仮称)協働センターとする。
- ・浜松西及び浜松北地域自治センターについては廃止する。
- ・雄踏、細江及び天竜地域自治センターについては廃止する一方、雄踏文化センター、みをつくし文化センター内及び二俣公民館に(仮称)協働センターを配置する。

###### ②公民館

- ・旧浜松市・旧浜北市の公民館及び二俣公民館を(仮称)協働センターとする。
- ・三ヶ日公民館を三ヶ日地域自治センターと統合し、(仮称)協働センターとする。
- ・天竜区内の小規模公民館を(仮称)ふれあいセンターとする。なお、併設する市民サービスセンターを組織統合する。

###### ③市民サービスセンター

- ・公民館に併設されている市民サービスセンターは(仮称)協働センターへ組織統合し、名称も使用しない一方、単独の市民サービスセンターについては、名称も含め存続する。
- ・地域の人口増加などの環境変化に応じて、必要な再配置を行なう。ただし、なゆた浜北市民サービスセンターについては、区役所との距離が近く機能重複となっており、取扱件数が減少していることから廃止とする。
- ・区役所から半径 2 km以内に在る市民サービスセンター及び(仮称)協働センターの行政サービス機能については、今後の取扱い件数等の動向により廃止を検討する。
- ・行政サービスの提供方法の進展に応じて、市民の利用度や満足度を踏まえ、証明発行・届出機能の集約化を進める。
- ・引佐北部の行政サービス向上のため、郵便局に委託している証明書取次業務を引き上げ、鎮玉診療所で行うとともに、取次業務を拡充する。

##### (2)(仮称)協働センターの役割

###### ①基本的な役割

- ・地域づくりの拠点としての役割  
まちづくり活動支援、情報提供・情報交換の推進、地域課題解決に向けた取組、地域団体のネットワーク化支援
- ・各種行政サービスを提供する役割(市民サービスセンター基本業務 102 種)

・生涯学習の拠点としての役割(従来の公民館業務)

②地域特性に配慮し、基本的な業務のほか、必要に応じて機能を付加する。

機能を付加する(仮称)協働センター	付加する業務
舞阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災</li> <li>・地域施設の利用許可・初期対応</li> <li>・地域イベント支援</li> </ul>
引佐、三ヶ日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災</li> <li>・地域施設の利用許可・初期対応</li> <li>・地域イベント支援</li> <li>・介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療などの行政サービス</li> <li>・中山間地域振興(引佐のみ)</li> <li>・林道の簡易な維持管理(引佐のみ)</li> </ul>
春野、佐久間、水窪、龍山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災</li> <li>・地域施設の利用許可・初期対応</li> <li>・地域イベント支援</li> <li>・地域自治センター取扱の各種行政サービス</li> <li>・中山間地域振興</li> <li>・環境対策の初期対応</li> <li>・農林道の簡易な維持管理</li> </ul>

(3)(仮称)協働センターの組織体制

- ①(仮称)協働センター職員を、地域のコーディネーターとして、コミュニティ担当職員に位置づける。
- ②(仮称)協働センターに市民協働スペースを確保する。
- ③(仮称)協働センターの企画・運営に対して、地域住民の参画を段階的に導入する。

(4)(仮称)ふれあいセンターの役割

- ①生涯学習など、生きがいづくりの役割
- ②各種行政サービスを提供する役割

(5)市民サービスセンターの機能の見直し

- ①著しく取扱件数が少ない場合の郵送、配達などの検討
- ②取扱業務の統一化の検討
- ③自動交付機の拡充と土・日曜日開庁の見直し
- ④住民基本台帳カードを利用したコンビニエンスストアでの証明交付など、サービス提供方法の検討

## 【協議事項】(案件名を記入してください)

## ④ 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

外国人の子どもの不就学解消が喫緊の課題となっているが、外国人の子どもの就学状況や不就学の実態が正確に把握されていない。

＜外国人の子どもの就学状況：平成22年5月1日現在＞

区分	就学年齢にあたる 外国人登録者数①	公立学校 在籍者数②	外国人学校 在籍者数③	差し引き数 ①- (②+③)
小学校年齢	1,875	1,020	225	630
中学校年齢	882	522	123	237
合計	2,757	1,542	348	867

※推定不就学者数  
(実質不就学者数は不明)

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

外国人の子どもの就学状況や不就学の実態を把握し、不就学家庭との面談を通じ不就学の理由の分析を行い、ケースに応じたきめ細かな支援を行うことで不就学の解消を図る。また、H23年度より3カ年計画で将来に渡り不就学を生まない、全国のモデルとなる仕組みを確立する。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

＜H23年度＞

国の「緊急雇用創出事業」を活用し、以下の事業を実施する。

- (1) 就学年齢の外国人登録者のうち、登録上、公立学校又は外国人学校に在籍していない子どもの家庭に訪問調査をすることにより居住及び就学の実態を把握
- (2) 外国人の子どもの実質不就学者リストの作成
- (3) 不就学家庭との面談による不就学の理由の分析
- (4) 不就学家庭への支援による不就学の解消
- (5) 新たな支援策の検討
- (6) 将来に渡り不就学を生まない仕組みの検討

＜H24年度、H25年度＞

- (1) 年度が変わることにより発生する異動状況の調査及び実質不就学者リストの更新
- (2) 新たな支援策の実施
- (3) 将来に渡り不就学を生まない仕組みの試行・検証
- (4) 浜松モデルとしてのスキームの確立と全国への発信

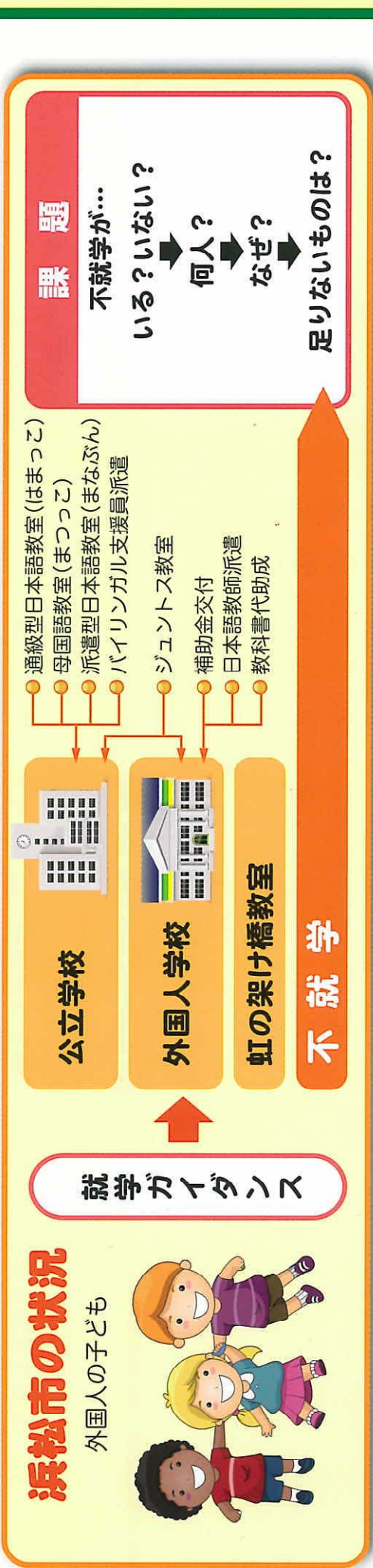
**【論点】**

- ◆ 外国人児童の不就学解消に向けた3年間を目途とするスケジュールについて

**【協議要旨】**

- ◆ 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業については、現スケジュールに基づき進めていく。

# 浜松市「不就学ゼロ作戦」事業



## 事業概要

### 居住実態を調査し、不就学理由を分析 決め細やかな対応を行う



将来にわたり不就学を生まない、浜松モデルの仕組みを確立

# 「外国人のこどもの不就学ゼロ作戦事業」推進体制

「外国人のこどもの不就学ゼロ作戦事業」を推進するため、関係諸機関から構成する実行委員会を設立します。本事業の実施を通じ、より多くの関係機関や団体と連携しながら、浜松の多文化共生を推進していきます。

## 浜松多文化共生事業実行委員会

### 委員

- 静岡県教育委員会
- 浜松商工会議所
- 浜松市自治会連合会
- 厚生労働省静岡労働局浜松公共職業安定所
- 法務省名古屋入国管理局浜松出張所
- 在浜松ブラジル総領事館
- 静岡県
- 静岡県警察浜松市警察部
- 公益財団法人浜松国際交流協会
- 浜松市外国人共生審議会
- 浜松市・浜松市教育委員会

## 不就学ゼロ作戦事業実施部会

- 役割 / 「外国人のこどもの不就学ゼロ作戦事業」の企画・実施
- 構成 / 浜松市、浜松市教育委員会、浜松国際交流協会、自治会連合会、浜松市警察部、外国人コミュニティ、外国人支援団体、外国人学校 等
- ※アドバイザー／文部科学省、学識経験者 等

# スプリングレビュー調書

生活文化部

## 【基本政策】

創造性豊かな文化・生涯学習・スポーツの振興  
安全で安心して暮らせる地域社会づくり

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 創造都市として文化と経済活動が連携した発展を目指し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟後の事業計画として、文化を中心とした経済の活性化、人材育成、国際交流などに実効性のある推進プログラムを検討する。  
多様な文化芸術活動の振興を図るため、新美術館や文化センターの配置、規模、機能、役割、連携を調査していく。また、市民協働や交流を誘発しながら、人々が集い、新しい文化芸術を育み創造する場となるよう運営方法を研究する。  
ライフスタイルの多様化等に対応し、市民からの要求に対してオンデマンドにサービスを提供できる体制を構築するため、証明書自動交付機サービスの拡充を図るとともに、コンビニ交付などについて研究を進める。

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

市民主体のアート活動の拠点として、鴨江別館の活用を図る。  
だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを整備するほか、各種スポーツ団体の活動支援や選手育成事業を推進する。  
地域における生涯学習の推進役となる人材の養成や生涯学習活動の新たな担い手の育成、大学との連携などを推進し、行政主導の学習から市民主導の学習への転換を図っていく。  
文化財を地域の財産として広く一般公開し、地域文化の醸成やまちづくりの資源として活用する。  
市内各地に残る総延長千キロメートルにも及ぶ歴史街道上に位置する城跡や寺社、資料館、観光施設などの新旧拠点をつないで地域文化を発信するとともに、市民に地域の文化の担い手となるよう働きかける。  
新美術館の整備については、浜松城公園の全体構想の中で検討していく。  
(仮称)北部地域図書館建設事業を推進する。  
犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主的防犯活動団体である「地区安全会議」の設立や、有楽街への防犯センターの設置などを進める。  
市内7斎場の効率的な運用を図るため、施設の再編・整備等に係る浜松市斎場基本計画を策定する。

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ ジュニアスポーツ交流事業
- ◆ 新美術館建設構想についての調査・研究
- ◆ 防犯ボランティア活動団体設立に対する支援についての調査・研究





## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ① オンデマンドサービスについて

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

戸籍や住民票の写し、印鑑登録証明などの証明書交付事務については、窓口での人的交付サービスに加え、執務時間以外での交付サービスと事務の合理化を図るため、平成20年4月1日から全区役所など市内8箇所で証明書自動交付機による交付サービスを行っている。

しかしながら、自動交付機による証明書交付サービスの認知度、利用率が低い状況にあることから、本年4月1日から自動交付機利用の交付手数料を一律150円引き下げ、利用者の拡大を図っているところである。

今後においては、自動交付機の民間施設への設置が認められたことから、民間施設への設置について検討するとともに、現在、国において進められているコンビニエンスストアでの証明書交付サービスなどについても検討を行う必要がある。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

各種証明書交付サービスについて、市民ニーズに合った効率的なサービス体制を構築するため、費用対効果を含め、次のような検証、検討を行う。

- ・自動交付機交付手数料引き下げに伴う利用状況などの検証を行う。
- ・自動交付機の利用時間帯や土曜日・日曜日・祝日の利用状況等の実績を分析、検証を行う。
- ・上記検討結果を基に、自動交付機の増設（民間施設を含む）及び稼働時間等について検討する。
- ・コンビニ交付については、他の自治体の導入状況、利用実態や必要経費等の調査、研究を行う。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

## 証明書自動交付機運用事業

〔証明書自動交付機を民間施設である新遠鉄ビルに平成23年11月中に設置するとともに、今後の自動交付機の効率的な運用について検討を行う。〕

**【論点】**

- ◆ 証明書自動交付機の民間施設への設置について
  - 利用料金減額後の自動交付機登録者数の増加件数・伸率について
  - 設置する民間施設の場所とスケジュールについて
  - 自動交付機の設置費用について
- ◆ 証明書等のコンビニ交付の課題
  - コンビニで交付できる証明書の種類(自動交付機との違い)について
  - 外国人への交付対応について
  - 他自治体(県内では掛川市)の利用状況及び導入経費に係る調査について

**【協議要旨】**

- ◆ コンビニ交付は、外国人が住基登録される平成 24 年 7 月以降の導入に向け、コスト等を検討する。
- ◆ 自動交付機の設置については、コンビニがないなど必要な地域について、費用対効果を見て進める。

**【協議事項】**(案件名を記入してください)

## ② 斎場計画について

**【現状と課題】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

本市では、7つの斎場（火葬場）を有しているが、建築後30数年を経た施設から、建築後数年の施設まであり、また、年間火葬体数も5,000体近い施設から100体未満までと、様々となっている。

今後の火葬体数については、増加が見込まれており、浜松斎場では、近い将来火葬能力の限界を超える事態が予測されている。

また、一部の斎場を除き、施設の大半が老朽化により大規模改修や建替えなどが必要となっており、7つの斎場の再編を含めた整備計画の策定が必要となっている。

**【課題解決に向けた今後の方向性】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

斎場再編・整備の方針としては、

- ① 地域性や地理的条件、施設の利用状況、今後の火葬体数の予測等を勘案して、計画を策定する。
- ② 原則として、現有施設は、耐用可能な限り使用する。
- ③ 大規模改修に合わせて拡張や統廃合を検討する。

**【今後の主要事業】**

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

- ・ 浜松斎場施設整備事業  
〔施設の老朽化と火葬体数の増加に対応するため、必要な火葬設備等の整備を行う。〕
- ・ (仮称) 斎場整備庁内検討委員会の開催  
〔施設の拡張等について、庁内において検討を行う。〕

**【論点】**

- ◆ 市内7斎場の今後のあり方について
  - ・ 基本計画策定委員会が示した斎場の再編及び整備の方針について

**【協議要旨】**

- ◆ 稼働率を上げることを検討するとともに、斎場の拡張や統廃合を進めるため、庁内検討委員会を開催する。



# スプリングレビュー調書

## 社会福祉部

### 【基本政策】

共生・共助による豊かな福祉社会づくり

### 【新たな視点による政策提案】

高齢者の見守り・支援ネットワークの基盤整備に向けて

- ◆ 高齢者をとりまく家族環境が大きく変化し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が大幅に伸びている。

区分		H22. 4. 1 現在	H21. 4. 1 現在	比較増減
(1) 65 歳以上人口 (外国人除く)		179, 163 人	174, 794 人	4, 369 人 (2. 5%) 増
(2) 内訳	① 子らと同居の高齢者	93, 688 人	93, 412 人	276 人 (0. 3%) 増
	② ひとり暮らし高齢者	29, 805 人	28, 033 人	1, 772 人 (6. 3%) 増
	③ 高齢者世帯	55, 670 人	53, 349 人	2, 321 人 (4. 4%) 増

- ◆ ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯は、家族や地域とのつながりが希薄化する中で社会的孤立が進んでおり、地域や行政が積極的に見守り・支援を展開する必要がある。

### 【第 2 次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 社会保障制度改革をはじめとする国の取り組み状況の変化に迅速に対応するとともに、地域と一体となった取り組みが重要となっている。
- ◆ 高齢者や障がいのある人に対して、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことができるような地域での支援体制の充実が求められている。
- ◆ 不況による雇用状況の悪化に伴い、生活保護受給者が増加しており、自立に向けた取り組みが急務となっている。

### 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 「地域高齢者見守り・支援体制の構築に向けて」

(平成 23 年度政策課題研究研修テーマの提案)

高齢者の実態に応じた見守り・支援活動に取り組むことができるよう、地域における多様な社会資源や新たな情報システムなどを活用したネットワークづくりについての研究を進める。



【協議事項】(案件名を記入してください)

高齢者の見守り・支援ネットワークの基盤整備に向けて

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- (1) 現状 高齢者の家族環境が変わり、社会的孤立により日常生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加している。
- (2) 対応 新たに「地域高齢者見守り・支援事業」として取り組む (H23 新規)
  - ・実態把握 民生委員の協力を得て「地域高齢者実態調査」を実施
  - ・安心への備え 緊急医療情報キットの配布
- (3) 課題 今後、関係機関との情報共有や高齢者の実態に応じた「地域高齢者見守り・支援活動」の拡充を図るための仕組みづくりが求められている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

地域高齢者見守り・支援活動の拡充

- (1) 見守り・支援ネットワークづくり
    - 「地域高齢者見守り・支援活動」を拡充するため、地域包括支援センター、民生委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体など、地域における多様な社会資源を活用した見守り・支援ネットワークづくりを進めていく。
      - ・当面 個人情報等の守秘義務が課せられた関係組織に限定した活動
      - ・将来 地域の多様な社会資源を活用した見守り・支援ネットワークの構築
  - (2) ネットワークを支える基盤整備
    - 普段のさりげない見守り活動の中で、「もしや」「あれっ」と異常を感じたとき、ネットワーク構成員が連絡通報できる受け皿や初動対応を可能とする基盤を整備する。
      - ・通報連絡先の明確化
      - ・ネットワーク構成員の役割限定による負担軽減
      - ・民生委員、地域包括支援センターの負担軽減
- } ネットワーク構築の容易化

【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

- (1) 見守り・支援ネットワークづくり
  - ・郵便配達、新聞配達など見守り応援事業者との提携
  - ・地域包括支援センターを核としたネットワークの立ち上げ
- (2) ネットワークを支える基盤整備
  - ・ネットワーク構成員からの気づき(異常発見)の通報の受け皿となる専門性の高いコールセンター機能の設置
  - ・コールセンターからの出動要請により現地確認、問題解決を行うことができる専門スタッフの確保

**【論点】**

- ◆ 高齢者見守り・支援活動の拡充について
  - 高齢者見守り・支援ネットワークの構築について
  - H23～H26の年度計画について
- ◆ 高齢者見守り・支援ネットワークを支える受け皿づくりについて
  - 看護師や保健師によるコールセンターの設置について

**【協議要旨】**

- ◆ 単体のコールセンターではなく、地域包括支援センターの拠点(基幹)センターを設け、コールセンター機能を持たせるなど、地域包括支援センターの充実による高齢者見守り・支援活動の拡充について、他都市の事例も参考に検討を進める。
- ◆ 見守り・支援ネットワークづくりとして、郵便配達や新聞配達など見守り応援業者との提携を進める。



# スプリングレビュー調書

こども家庭部

## 【基本政策】

子育てがしやすく楽しいと感じられるまちづくりの推進

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 放課後の子どもたちの居場所づくり

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 保育所・放課後児童会の待機児童解消
- ◆ 地域子育て支援拠点の充実
- ◆ 発達障がいのある子どもの支援体制の整備
- ◆ 子ども・若者計画の策定
- ◆ 青少年健全育成の推進
- ◆ 子どもとその家庭に対する相談援助活動の推進

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 放課後の児童の健全な居場所を提供するため、放課後子ども教室の運営に向けての調査。



## 【協議事項】(案件名を記入してください)

放課後の子どもたちの居場所づくりについて

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・「放課後子ども教室推進事業」は、国が総合的な放課後等の全児童対策として、地域の人の参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することで、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして推進するもの。
- ・放課後子ども教室については、平成19年度の「浜松市放課後子どもプラン推進委員会」の協議の中で、浜松市の実態を調査し導入の方向を検討したが、放課後児童会へのニーズが高いことから、放課後児童会の拡充を最優先に取り組み、その後に放課後子ども教室等の全児童対策の導入を図るべきとの提言があった。
- ・対象児童が限定される放課後児童会以外の子どもの居場所の確保として、放課後子ども教室の事業について、開設要望のある地域と調整しつつ検討を図っている。
- ・地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを行うためには、安全・安心な活動場所及び地域での人材確保が必要である。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・全児童を対象とした安全・安心な活動拠点でなくてはならないため、学校内の空き教室等の活用や、学校外で開設する場合には、学校の近隣の施設を確保する。
- ・地域ぐるみで子どもを育てるため、多くの地域の方々のボランティアによる参画を得て実施する必要があることから、運営に携わる人材を確保する。
- ・開設場所に関する管理基準を検討し、確立する。
- ・放課後の子どもたちの居場所の確保と運営の継続をするため、放課後児童会との連携や人材育成を含め、今後検討していく。
- ・市単独事業として、運営方法・環境整備についても検討する。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

- ・放課後子ども教室推進事業

**【論点】**

- ◆ 市民協働による「放課後の子どもたちの居場所」づくりの進め方について
  - ・ 親の勤労条件がある「放課後児童会」と全児童を対象とした「放課後こども教室」について
  - ・ 子どもたちの居場所づくりに向けたスケジュールと H23 年度検討すべき事項について

**【協議要旨】**

- ◆ 放課後の子どもたちの居場所づくりとして、地域の状況を調査・確認し、地域の自主性を尊重しながら多様な手法を検討する。

## 放課後子どもプランについて

### 1 「放課後子どもプラン」の目的と創設の経緯

#### 【目的】

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する。

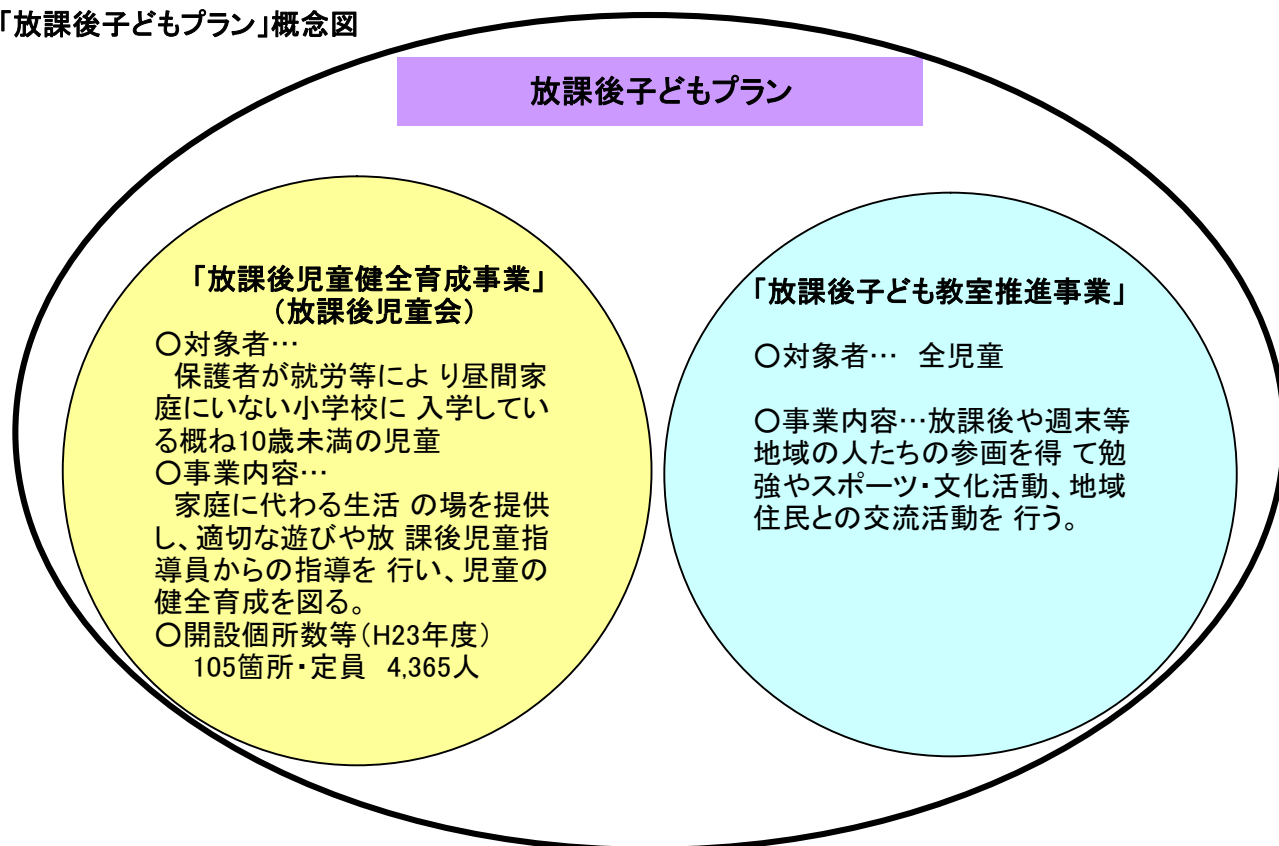
#### 【創設の経緯】

(1) 子どもが犠牲となる犯罪など社会問題が大きくなり、放課後のすべての子どもを対象にした安全で健やかな活動場所の確保が必要となった。

(2) 平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施してはどうかとの提案がなされた。

(3) 平成19年度予算において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「**放課後子どもプラン**」が創設された。

### 2 「放課後子どもプラン」概念図



### 3 浜松市としての対応

#### (1) 「浜松市放課後子どもプラン推進委員会」の設置(平成19年4月～平成20年3月)

「放課後児童健全育成事業」(昭和42年から実施)が地域に根付いている状況から、「放課後子ども教室推進事業」について、導入の方向性を検討した。

#### (2) 「浜松市放課後子どもプラン推進委員会」での検討結果

①次のように導入の優先順位を決定した。

ア 未開設小学校区、定員を超える希望者がある小学校区を中心に放課後児童会を拡充する。

イ 市全体への放課後児童会の整備が終わったあと、可能な地域があれば放課後子ども教室を導入する。

②優先順位を決定した理由

・「放課後児童健全育成事業」は共働き家庭には必要不可欠であり、今後もニーズが高まる。

・「放課後子ども教室推進事業」は利用したいときに利用できる便利さがあるが、地域ボランティアの確保、不特定多数の児童が活動する場所の確保が難しく、放課後まで子どもを活動させるのは学校、子どもとも負担が大きい。



# スプリングレビュー調書

健康医療部

## 【基本政策】

生涯にわたる心と身体健康づくり

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 浜松医療センター新病院構想の検討
  - ・ 建替えによる建設構想の検討

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~26)における主要課題等】

- ◆ 長寿都市に向けた健康づくりの推進
  - ・ 市民の健康づくりの支援方法と民間との連携体制の構築
- ◆ 救急医療を含む医療体制の推進
  - ・ 救急医療体制の充実・自殺対策の推進
- ◆ リハビリテーション病院の整備推進
  - ・ H23年度 基本構想策定
- ◆ 動物愛護センターの整備推進
  - ・ H23年度 建設計画策定

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 浜松医療センター新病院構想の検討
- ◆ 健康都市連合への加盟を踏まえた取り組みの検討





## 【協議事項】(案件名を記入してください)

## ① 浜松医療センター新病院構想検討について

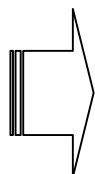
## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

【現状】 浜松医療センターは昭和48年4月に開設(280床)

## 【基本理念】

- 地域住民のいのちと健康を守る最後の砦
- 安全・安心な地域に信頼される病院



## 【業務内容】

- 地域医療への貢献  
救急医療、小児周産期医療、災害拠点など
- 医療水準の向上  
高度専門医療、政策医療、医療スタッフの確保、教育研修事業の充実など
- 患者・住民サービスの向上 など

市民の健康の維持増進を図る基幹病院として地域医療に貢献(平成23年4月;606床)

## 【課題】

- ・ 築後、40年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著
  - ・ 特に、手術センターなど急性期病院機能の中核において最新の医療機器の設置が困難な状況
  - ・ 施設利用アメニティーの低下
  - ・ 総合病院の新築・改築には多額の資金と期間が必要
- ※病院施設の耐用年数は39年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)  
 ※1・2号館の免震工事により、地震対策については一定期間の建物耐用年数の延伸が図られている

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・ 現病院の建替えを視野に、浜松医療センターのあるべき姿、新病院構想について検討
- ・ 平成23年度中に(仮称)新病院構想検討委員会を立ち上げ、平成24年度中を目途に基本構想をまとめる

検討内容：

- ① 地域における医療センターの役割や位置付けの明確化等『医療センターのあるべき姿』
- ② 病床数等の規模や診療科目等の機能、用地選定等の『施設のあり方の基本方針』
- ③ 経営形態、健全化策、運営方針、組織体制等の『経営にかかる基本方針』
- ④ 既存施設の有効活用策の『既存施設の再利用』 など

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

浜松医療センター新病院構想策定事業 (H23~24年度)

平成23年度(仮称)新病院構想検討委員会の設置(年度末には新病院構想の中間まとめ)  
 平成24年度 新病院構想の策定

**【論点】**

- ◆ 新病院構想について
  - H24 年度を目途にまとめる基本構想の検討内容について

**【協議要旨】**

- ◆ 新病院構想における課題を整理し、今後の方向性について、サマーレビューで協議する。

## 【協議事項】(案件名を記入してください)

② 長寿都市に向けた健康づくりの推進について

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

## 【現状】

- ・ 高齢化率の上昇に伴い、医療費、要介護者が増加している。
- ・ 健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とする「健康はままつ21」に基づき、個人の健康づくり活動を社会全体で支援する取り組みをすすめている。
- ・ 「はままつ友愛の高齢者プラン」に基づき、高齢者等に対する各種事業（生きがい対策、生活支援、地域支援事業）が行われている。
- ・ 民間においても健康関連事業が数多く行われている。
- ・ 特定健診、がん検診受診率向上のための啓発が行われているが受診率は伸び悩んでいる。
- ・ 平成23年7月31日に浜名湖ガーデンパークにて「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」の開催が決定している。

## 【課題】

- ・ 長寿都市に向けた健康づくりの推進のためには、一次予防（健康維持・増進）を重視した取り組みが重要である。
- ・ 具体的内容としては、
  - ① 地域や学校、市民活動と連携したラジオ体操の普及
  - ② 特定健診、がん検診等の受診率の向上
  - ③ 健康づくりや生活習慣病予防のプログラムの展開（中高年男性向け）
  - ④ 健康都市連合への加盟に向けた取り組み

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

## 平成23年度

- ・ 民間との連携により市民への啓発及び具体的な健康づくりプログラムをモデル的に実施。
- ・ 「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」の開催を契機として、地域や学校、市民活動団体などとの連携によるラジオ体操の普及について検討する。

## 平成24年度～平成25年度

- ・ 健康づくりプログラムの再検討及び事業拡大。(実施箇所の増加)
- ・ 健康づくりプログラムの継続性の評価を行う。
- ・ 市民の健康づくりの支援方法と民間との連携体制を構築する。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

## ○健康づくり企画事業

長寿都市に向けた健康づくり推進事業

**【論点】**

- ◆ 健康づくりや生活習慣予防対策のプログラムの進め方について
  - 中高年をターゲットとし、市内協カスポーツクラブと協働した運動プログラムの進め方について
- ◆ 健康都市連合への加盟を踏まえた取り組み検討について
  - 健康都市連合加盟のメリット・デメリットの報告

**【協議要旨】**

- ◆ 健康づくり事業については、周知・啓発の仕方について工夫する。
- ◆ 健康都市連合への加盟については、健康づくりの啓発手段として有効であり、準備を進める。

# 長寿都市に向けた健康づくりの推進について

生活文化部・社会福祉部・健康医療部☆

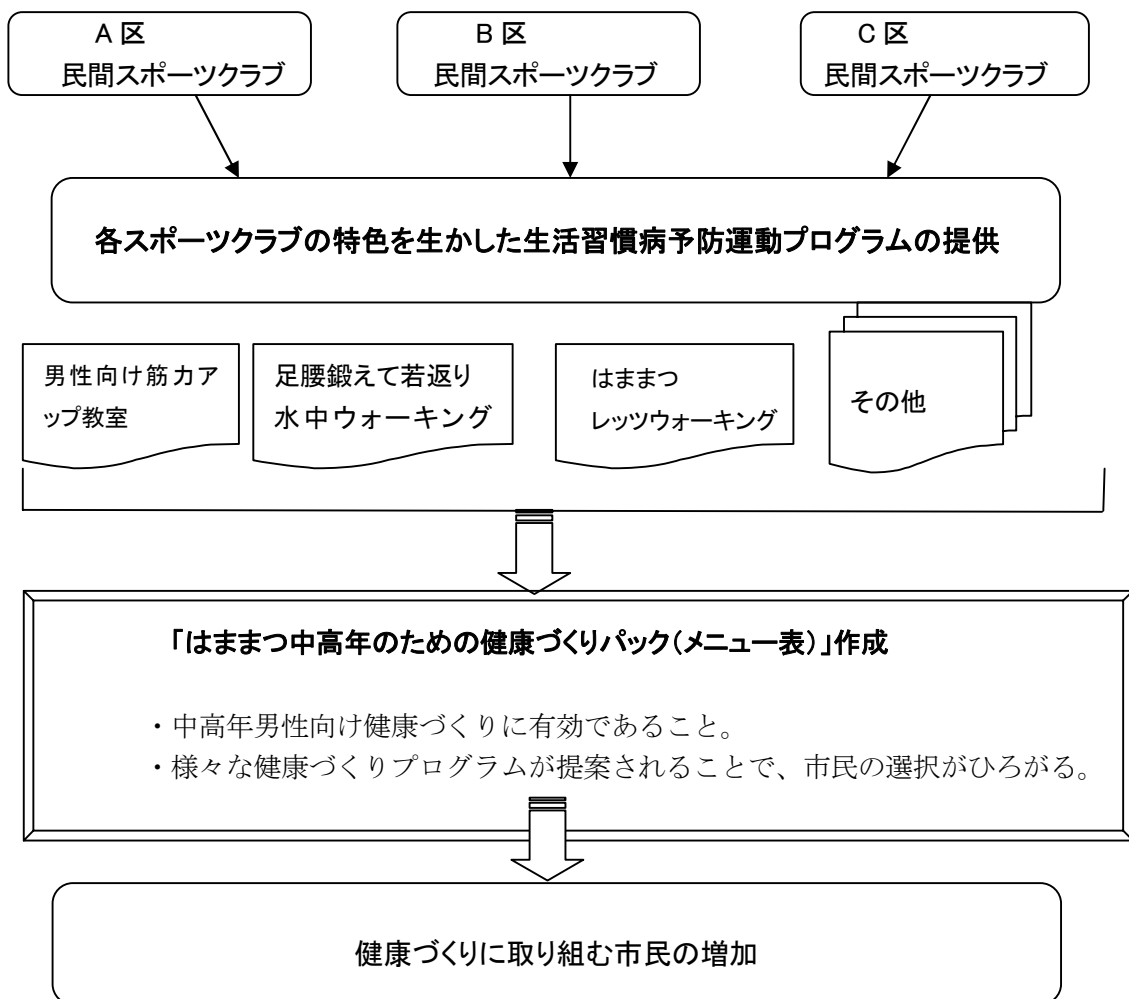
## 1 健康づくり事業の展開

### ■平成 23 年度:民間との連携による健康づくりの啓発及び具体的な運動プログラム提示

#### ①啓発

新聞、フリーペーパーなど民間とのタイアップによる啓発を定期的を実施。

#### ②具体的な運動プログラムの提示（モデル的に実施）



### ■平成 24 年度～平成 25 年度:事業の継続と健康づくりの継続性の評価及び協働体制の構築

#### ① 事業評価 → 事業参加者アンケートにより評価

- ・新規に健康づくりに取り組んだ市民の数
- ・継続して取り組んでいる参加者の割合

## ② 健康づくりの継続性の評価

- ・評価結果を基にプログラム（内容、時間帯など）の変更を実施  
→市民が取り組みやすいプログラム、開催時間など新たな開催方法の創出
- ・民間とのタイアップによるイベント開催

### 民間との協働体制の検討、構築

## 2 健康都市連合

### 健康都市とは

継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、

②人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために

③都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させて行く都市

- \*「健康」の観点で社会、経済、環境等あらゆる施策を再構築し、目標をたてて市民とともに実現していく都市と解される。

### 加盟都市

158の都市、団体

日本、オーストラリア、カンボジア、中国、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、ベトナム

\*日本の加盟は、25自治体2団体

県内：袋井市 政令市：名古屋市、神戸市

その他：多治見市、我孫子市、市川市、尾張旭市、宮古島市、伊勢崎市、野田市、四街道市、佐倉市、八街市、川口市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市、大府市、柏市、鴨川市、流山市、大和市、台東区、北名古屋市、亀山市、健康都市活動機構、(株)ユーボレイトデザイン研究所

### 会議など

- ・2年ごとに総会が開催される。
- ・日本支部があり、25都市が構成メンバー。
- ・日本支部内で毎年、輪番制で支部総会、大会を開催している。  
(大会運営費は日本支部より補助金10万円程度はあるが、開催市負担。)

### ■ メリット

- ・健康都市宣言や関連大会の開催により市民への健康づくり啓発へつながる。
- ・健康都市間の情報交換

### ■ 加盟要件

- ・会費（ドル建て5万円＋日本支部会費1万円）の支払い  
(自治体は、書類提出の必要がない)

### ■ 今後の展開

既存の健康増進計画（健康はままつ21）は、平成24年度に次期計画策定予定であり、健康都市を見据えた計画を検討していく。

平成23年度	平成24年度	平成25年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康はままつ21最終評価に関する調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画検討</li> <li>素案作成</li> </ul>	次期計画
調査実施、結果分析、最終評価	次期計画策定	

- 健康都市は、市としてのひとつの宣言であり、健康づくりへの考え方により加盟市間でもその取り組み方は様々である。





## スプリングレビュー調書

環境部

## 【基本政策】

環境と共生した持続可能な社会の実現

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ ごみ減量の推進について
  - ・ 効率的なごみ処理と更なるごみの減量化を推進するため、全市統一的なごみ収集体制の構築（ごみ分別区分、指定ごみ袋、ふれあい収集等）やごみの減量のための粗大ごみ有料化の実施（排出量に応じた負担の公平化）、市民協働によるごみ減量対策（紙類の資源化、生ごみの水切り推進等）に取り組む。
- ◆ ごみ処理工場の統廃合事業
  - ・ 今回の大震災を踏まえて、将来のごみ処理体制についての方向性を再考し、北部清掃工場を震災時のバックアップ施設として位置づけるとともに、各施設の稼働期間や新（第4）清掃工場の施設規模を見直す。
- ◆ 新エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の推進
  - ・ 国が提案している2020年度までに温室効果ガス排出量を1990年度比25%削減、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%という目標を達成するためには、省エネルギーの取組とあわせて新エネルギーの導入が不可欠である。そこで、本市域の新エネルギーの導入目標を設けるとともに目標実現のための具体的な施策を講じる。
  - ・ また、東日本大震災及び福島第一原発事故による新エネルギーへの関心の高まりを活用し、省エネルギー対策の推進や新エネルギーの導入の促進によって、本市域におけるエネルギーの自給率の向上や新産業の創出を目指す。

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ ごみ減量の推進について
  - ・ 市民、事業者、行政が協働したごみ減量とリサイクルに向けた取組（「ごみダイエットはままつ」アクションプランの策定・推進）や安定的かつ効率的なごみ処理体制の整備、適正処理の監視などによる循環型社会の構築
  - ・ 地域によって異なる分別方法や収集運搬体制等の見直しによる統一化

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ ごみ減量の推進について
  - ・ ごみ収集区域、収集体制の見直しを検討している。
  - ・ 地域の特性と効率性を考慮した収集方法について自治会等と協働して検討する。
- ◆ ごみ処理工場の統廃合事業
  - ・ 現在、事業系廃棄物について自己搬入される物については無料で処理している。今、ごみ処理の有料化を検討しているが、PFI方式で実施している西部清掃工場のごみ処理について、有料化とした場合の料金徴収の方法を検討している。



【協議事項】(案件名を記入してください)

- ① ごみ減量の推進について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

本市では、平成 20 年 3 月に策定した浜松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）（以下「基本計画」という。）に基づき、ごみの減量を推進している。

- ① 平成 17 年の合併以前から踏襲している分別方法や収集運搬体制が地域によって異なっていることから、市民や事業者のごみ・資源物処理に対する認識を共有化する必要がある。
- ② ごみの排出量は年々減少しているが、ごみ組成は家庭や事業者から排出される紙類と生ごみが多くを占めている。将来のごみ処理経費の削減と地球温暖化防止に向けた資源循環型社会を構築するため、現行の基本計画のごみ排出量の目標を見直し、市民や事業者と協働により更なるごみの減量化を推進する。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ① 基本計画に基づき、ごみの減量に関する意識啓発の強化や 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量化を進める。

また、市民や事業者へのごみの減量や再生利用を促進するため、平成 25 年度を目途に地域によって異なる分別方法の統一や収集運搬体制の見直しを行うほか、粗大ごみの処理有料化等の経済的手法を取り入れ、ごみ減量対策に取り組む。

なお、取組に向けて、事前に市民と事業者に十分かつ丁寧な説明により周知する。

- ② 現行の基本計画を実行し、将来に向けた効率的なごみ処理を行うとともに、平成 23 年 6 月に策定するごみ減量アクションプラン（「ごみダイエットはままつ」）において、現状を踏まえたごみ排出量の見直し目標を設定し、「1 人 1 日当たりのごみ排出量の 10%以上削減」に取り組む。

1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人/日)	平成 21 年度	平成 25 年度
アクションプランの減量目標	986	871 △11.7%
(基本計画の減量目標)	(1,051)	(1,003 △4.6%)

【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

主要事業

- ◆ごみ分別方法と収集運搬体制の統一
- ◆指定ごみ袋の統一
- ◆粗大ごみ処理有料化事業
- ◆ふれあい収集事業
- ◆事業系ごみ減量化推進事業
- ◆生ごみの減量化推進事業（水切り奨励、堆肥化の推進）
- ◆紙類・草木類・廃食用油の減量化・資源化推進事業（自治会での拠点回収）
- ◆マイバッグ・マイバスケット運動（レジ袋削減協定への参加要請、3 R推進認定制度の検討）
- ◆自治会や学校での環境教育の推進

【論点】

- ◆ 1人1日当たりのごみ排出量の見直し及びごみ減量計画について
  - 10%削減に向けた目標の見直しと今後の取組内容について

【協議要旨】

- ◆ ごみ減量の効果が高い家庭用生ごみ処理機の普及について研究する。
- ◆ 紙類の回収方法について、場所や回数などを検討し、回収しやすい環境を整える。

## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ② ごみ処理工場の統廃合事業

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・市町村合併時に7施設あったごみ焼却施設を統廃合し、現在は4施設となっている。
- ・平成17年度末ではるのクリーンセンター及び水窪・佐久間クリーンセンターを、平成20年度末で三ヶ日ごみ処理センターを、平成22年度末で北部清掃工場を休止した。
- ・一方、北部清掃工場の代替施設として西部清掃工場を平成21年2月から稼動し、南部清掃工場では21年度から3年計画で改修工事を実施している。
- ・今後、浜北清掃センターを平成24年度末で休止し、天竜ごみ処理工場についてもコスト面から休止時期(平成29年度末)の前倒しの検討が必要となっている。
- ・3月に発生した大震災によって、津波被害を想定した清掃工場のバックアップ施設の必要性が問われている。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・休止施設も含めた既存のごみ焼却施設について、震災時等におけるバックアップ施設としての活用を検討する。なお、活用にあたって改修工事が必要な場合には、費用対効果を踏まえ、バックアップとして必要な炉数を検討した上で改修を行う。
- ・天竜ごみ処理工場は、基本計画では平成29年度末をもって休止する計画であるが、ごみ減量化による焼却ごみ量の減量を見込み、平成26年度末までに休止する。また、北部清掃工場をバックアップ施設として稼動することになれば、更なる休止時期の前倒しが可能である。
- ・南部清掃工場の代替施設として新(第4)清掃工場を建設し、市内のごみ処理を西部清掃工場との2工場体制で行うことにより、本市の可燃ごみの処理を効率的かつ円滑に行うとともに経費の節減を図っていく。
- ・新(第4)清掃工場の処理規模、処理方式、建設候補地等については、今年度策定する基本構想の中で検討する。なお、処理規模については、平成22年度構想では408t/日を想定しているが、更なるごみ減量に伴い規模縮小する。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

新(仮称第4)清掃工場建設事業について

- 平成23年度 : 基本構想の策定(ごみ処理体制の整理、処理システムの検討 etc.)、  
建設候補地の抽出・選定・評価
- 平成24年度～ : 環境影響評価、都市計画決定、地質調査、測量調査、用地取得、  
開発行為協議、施設設計、造成・建設・設備工事

**【論点】**

- ◆ 災害時バックアップ施設のあり方と新たな統廃合計画について
  - 災害時バックアップ施設について
  - 新(第4)清掃工場の建設について

**【協議要旨】**

- ◆ 災害時のバックアップ施設については、候補施設の改修費用や運転コストを精査するとともに、新清掃工場の建設前倒しや圧縮梱包方式による一時的なごみ処理方法なども含めて再検討する。

# スプリングレビュー調書

## 農林水産部

### 【基本政策】

次代につなぐ農林水産業の展開

### 【新たな視点による政策提案】

### 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~H26)における主要課題】

- ◆ 6次産業化の推進 ⇒ 植物工場や農業参入企業の誘致について
  - ・ 経営感覚に優れた先進的な農林水産業従事者の育成・確保や企業の農業分野への新規参入の促進
- ◆ 荒廃した森林の拡大 ⇒ 林業の効率的な加工・流通体制について
  - ・ 育てる林業から売る林業への転換の推進
  - ・ 林業の低コストシステムの確立、担い手となる林業事業体の育成、効率的な加工・流通体制の整備
- ◆ 商工業との連携による技術革新や新たな加工品の開発、販路の拡充と地産地消の推進
  - ・ ブランド化の更なる推進などによる産地力の強化
- ◆ 天竜材の需要拡大のため、FSC 森林認証制度を活用したブランド化、天竜材の百年住居(すまい)るの助成事業、公共建築物等への木材利用の推進
- ◆ 水産業の振興のため、アサリなどの豊富な水産資源の保護・育成と舞阪・村櫛漁港の荷捌き所などの施設整備の推進

### 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 新農業創出事業
  - ・ 農業参入の見込まれる企業に対する意向調査と企業参入モデル地区設定調査
  - ・ 企業の農業参入のためのアクションプランの策定
- ◆ FSC 認証材普及啓発による地域材需要拡大の為の木質学童機のモデル的導入
- ◆ 浜松地域森林組合の合併に向けた取り組み支援のあり方
- ◆ 東海地震に備えた「浜松型木製仮設住宅」の備蓄に係る可能性と問題点





## 【協議事項】

- ① 植物工場や農業参入企業の誘致について

## 【現状と課題】

## 【現状】

- ◆現在、本市において市内企業等 14 社が農業参入。
- ◆上記のうち、農地法の改正を契機に農業参入した企業等が 8 社。（造園業、食品製造販売業、建設業、輸送機器部品製造、障害者福祉施設運営、プロパンガス販売業、NPO 法人 1 社、新規農業参入 1 社）
- ◆市内の企業で農業参入の希望を持つものに対する個別相談・支援（参入手続の案内、参入農地の相談や耕作放棄地再生事業関連交付金の活用）
- ◆農地法改正以降、大企業の農業参入が全国的に加速化する一方、大企業の本市への農業参入や植物工場の立地が見られない。

## 【課題】

- ◆企業の農業参入に対する支援制度（補助金・税制優遇等）が無い。
- ◆企業が参入しやすい大規模な集团的農地が少ない。（農地の“虫食い”状態が進み、耕作放棄地が各地に散在）
- ◆完全人工光型植物工場は、多額のイニシャルコスト（建築物・設備等の初期投資）及びランニングコスト（光源・設備等、環境制御機器の電気代や保守等の運用経費）を必要とするが、これに対する支援制度（補助金・税制優遇等）が無い。
- ◆完全人工光型植物工場向けの用地が乏しい。（農振除外・農地転用等が難しいため、農地に立地できない。）

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

- ◆大企業への積極的な農業参入アプローチ（大企業による植物工場・温室団地等の施設栽培及び露地栽培等への参入を促進）
- ◆企業参入候補地の設定（企業参入モデル地区や植物工場立地モデル地区等の設定）
- ◆他県・他都市等における企業の農業参入を支援する手法を参考にして、企業の農業参入や植物工場・温室団地等の建設に対する新しい支援制度の確立（担い手の育成、雇用の創出、耕作放棄地の解消などを視野に入れた補助金・優遇税制等の実施）

## 【今後の主要事業】

- ◆新農業の担い手として参入の見込まれる企業、特に大都市圏等に本社を有する農業関連産業（種苗会社、農業資材会社等）や食品関連産業（食品加工業、食品販売業、外食産業等）に対する誘致折衝を実施
- ◆企業の農業参入を促進する土地利用手法の研究を進めるとともに、企業参入候補地を調査し、産地の形成、農業に関するインフラ整備、耕作放棄地の分布、農地の集団性などを調査して、企業ニーズに応じた参入モデル地区を設定
- ◆植物工場等の先進的な農業新技術や農業参入に積極的な関心を持つ企業に係る情報収集及び参入支援策等の調査研究→平成 24 年度以降に「企業の農業参入セミナー」等を開催
- ◆企業の農業参入を促進する行動計画（新農業創出等に係るアクションプラン）の策定・実施

**【論点】**

- ◆ 企業の農業参入状況について
  - 特定企業の参入見込み
  - 特定企業への具体的なアプローチ
- ◆ 企業の農業参入を促進する支援のあり方について
  - 製造業並みの支援導入

**【協議要旨】**

- ◆ 農地の集約化など国への提案を含め、農業を活性化させる手法について検討する。
- ◆ 企業が必要とする支援策について検討する。

## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ② 林業の効率的な加工・流通体制について

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

本年度からスタートする「森林・林業再生プラン」に沿って、産業としての林業再生を目指す。自立した林業経営の確立には、上流から中流・下流までの連携が必要不可欠である。

◆効率的な加工・流通体制について

- ・需要者ニーズに対応した品質・性能の確かな製品の安定供給が必要
- ・売る林業に向けた、公共需要・民間需要への新たな販路拡大策が必要

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

◆品質・性能の確かな製品の安定供給

- ・地域ビルダー・大工・工務店への安定供給を実現するため、本年10月末完成を目指し、中小製材工場の水平連携事業(人工乾燥・製品検査施設等)が進められている。
- ・大手ハウスメーカー等への大口需要を目指し、地元協同組合が計画していた大規模生産・物流拠点整備事業が、不採択(国庫)となったことから、今後の対応策を県・事業主体と協議し、自力での整備も視野に入れ国の動向を探っていく。

◆新たな販路拡大対策

- ・公共事業での積極的な木材利用を進め、民間需要の拡大へつなげていく。また、製材工場と工務店の連携により「FSC天竜材の家づくり」を推進していく。
- ・FSC森林認証を活かし、環境に配慮した「FSC天竜材」として海外輸出について調査・研究していく。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

◆「天竜材の家百年住居助成事業」の制度見直しによる地域材利用の拡大  
(H23:85,000千円)◆FSC天竜材普及啓発による地域材需要拡大を目指した木質学童机のモデル的導入  
(H23:5,000千円)※ 持続的な森林経営を担う森林組合の改革

浜松地域6森林組合合併に向けて、県森連事業として進めていくことが理事会で了承され、25年度末を目標として合併を目指すこととなった。各組合の合併への取組みをスムーズに進めるため、市としての支援のあり方について、今後、調査・研究する。

※ 東海地震を想定した、「浜松(天竜)型木造仮設住宅」の開発

東日本大震災後、天竜木材産地協同組合が主体となり、建設が容易で住みやすく、温かみのある仮設住宅を早く大量に供給できるシステム作りに取り組んでいる。浜松市として、今後、東海地震に備えた地域材仮設住宅の建築仕様や、資材備蓄のあり方の調査・研究を行う。

**【論点】**

- ◆ 品質・性能の確かな製品の安定供給について
  - ・ 地元協同組合の国事業不採択への対応
- ◆ 新たな販路拡大対策について

**【協議要旨】**

- ◆ 国事業を活用し、製品の安定供給を図る。

# スプリングレビュー調書

## 都市計画部

### 【基本政策】

多彩に輝き、持続的に発展する都市づくり

### 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 東日本大震災の被害状況を受け、復興への土地利用のあり方を検討
- ◆ 都心における老朽化建物や耐震性の劣る建物の再整備

### 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~26)における主要課題等】

- ◆ 拡散型都市構造から拠点ネットワーク型の集約型都市構造に転換する都市づくり
- ◆ 機能的な交通ネットワークの形成により、誰もが使いやすい公共交通の実現
- ◆ 公共交通空白地域の解消を図り、中山間地域の市民の移動手段を確保
- ◆ 市民の安心と安全を確保するため、交通安全意識の高揚と交通事故削減
- ◆ 都心再生を目指し、民間施設の更新を促進する仕組みを検討
- ◆ 景観形成を促進するため、市民や事業者への啓発、指導を推進
- ◆ 交通結節点など、多様な都市機能を有する良好な市街地の形成
- ◆ 住民協議によるまちづくりを支援し、快適な生活環境を確保

### 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 高度地区検討調査（建築物の高さ制限を行うための調査）
- ◆ 用途地域の検討調査（将来都市構造実現のための用途地域変更のための調査）
- ◆ 浜松駅周辺交通円滑化調査（駅南地下駐車場、駅南北広場改修に向けての調査）
- ◆ 市役所周辺交差点改善調査（交差点横断地下道平面化のための調査）
- ◆ 都市機能更新促進調査（都市機能更新促進を図るための調査）
- ◆ 【新規】都市復興に向けての基礎調査



**【協議事項】**(案件名を記入してください)

- ① 震災被害から復興への土地利用のあり方

**【現状と課題】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・被災に伴う避難地・がれき置場・仮設住宅など、臨時的土地利用の敷地確保が課題である。
- ・復興に向けた土地利用転換に基づく用地確保のための法的要件や手続き、緩和措置(線引き、農振除外、農転)などの課題がある。
- ・復興計画の策定には、震災被害を想定した浜松市の地理的・社会的条件や施設配置、土地利用状況などを一元化した地図情報での管理が必要である。

**【課題解決に向けた今後の方向性】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・被災時の臨時的土地利用のスキームを整理し、公有地以外の敷地を利用するための手法の検討を行う。
- ・都市の再生復興を図る土地利用転換や内陸型土地利用が可能となる、都市計画法や農地法、森林法など関係法令に捉われない方策を検討し、国へ提案していく。
- ・被災状況の把握や復興計画の作成に活用できる地震防災情報システム(D|S)構築に向けて、システムの検討を行うとともに、基礎資料の収集・整理を進める。

**【今後の主要事業】**

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

- 都市復興に向けての基礎調査
  - ・現状の整理(地理的・社会的条件、主要施設配置、土地利用状況等)
  - ・臨時的土地利用の課題整理と手法の検討
  - ・復興に必要な土地利用の課題整理と手法の検討
- 地震防災情報システム(D|S)構築調査
  - ・システム構築のための調査・研究及び実施

**【論点】**

- ◆ 復興に向けた土地利用について
  - ・ 臨時的土地利用方法の検討
- ◆ 復興計画の策定のための地図情報システムの活用について
  - ・ 地震防災情報システム構築のための調査・研究

**【協議要旨】**

- ◆ 震災時に民有地、農地等を使用できる手法を検討する。
- ◆ 地震防災情報システムに向けては、既存データを集約し、復興に有効となるよう一元的な情報システムを構築する。

## 都市の防災と復興に必要な用地確保（臨時的土地利用）のスキーム

### 1 臨時的土地利用

阪神・淡路大震災による被災自治体では、その復興過程において大量の土地需要に緊急に対応する必要性に迫られた。また、今回の東日本大震災においては、被災した範囲が広大であることから、こうした土地需要に対応するための計画づくりが更に重要となってくる。

これらの土地需要の中には、恒久的なものだけでなく時限的なものも多く含まれていることから、早期復興のための臨時的土地利用のスキームを構築する必要がある。

ここで、震災時の臨時的土地利用は、概ね次の5種類が考えられる。

- (1) 避難場所：一時避難場所、広域避難場所など（短期的）
- (2) 避難救急拠点：ヘリポート、車両基地、宿营地、人員機材集積地など（短期的）
- (3) 復旧拠点：瓦礫・ゴミ等の仮置き場、資材置き場など（短期的・中期的）
- (4) 仮設建築施設：仮設住宅、仮設店舗、仮設工場など（中・長期的）
- (5) 復興拠点：市街地整備の種地、復興公営住宅、復興資材置き場など（長期的）

### 2 用地確保の考え方

これらの土地需要に対応するには、公園、学校など、市・県・国の公有地、グラウンド・農地など企業・個人の民有地を活用することが必要となる。そこで、震災時の用地確保のスキームを事前に立てておき、被災直後ただちに計画を発動する仕組みを作ることが有効である。

用地確保の一例としては、農用区域や生産緑地の活用も含め、活用できる農地を、所有者の協力のもとに予め防災協力農地として登録しておくことにより、震災発生時に、迅速かつ有効な農地の活用を図ることができる。（農林水産省：防災協力農地とは、地方自治体が災害発生時の避難空間、仮設住宅用地等として利用する内容の協定を自主的に締結する取組をいう。）

### 3 検討すべき事項

浜松市が定める震災時の用地確保においては、概ね以下のような事項を検討すべきである。

#### (1) 復興用地確保のスキームの作成・公表

震災が発生することを想定して、予め行政、市民、事業者が協議し復興用地を確保するためのスキームを作成し、公表する。

#### (2) 震災対策条例等の制定

復興用地確保のスキームを担保するために必要な行政・市民・事業者の協力義務、役割分担、負担区分、財政措置などを震災対策条例などの形で定めておく。

#### (3) 新しい土地利用構想の検討

復興用地確保のスキームを円滑に実施するため、特定の目的に対して特定の期間だけ有効的な土地利用構想（時限的な都市計画制度も含む）を検討し、国に提案していく。

#### (4) 土地情報の適切な管理

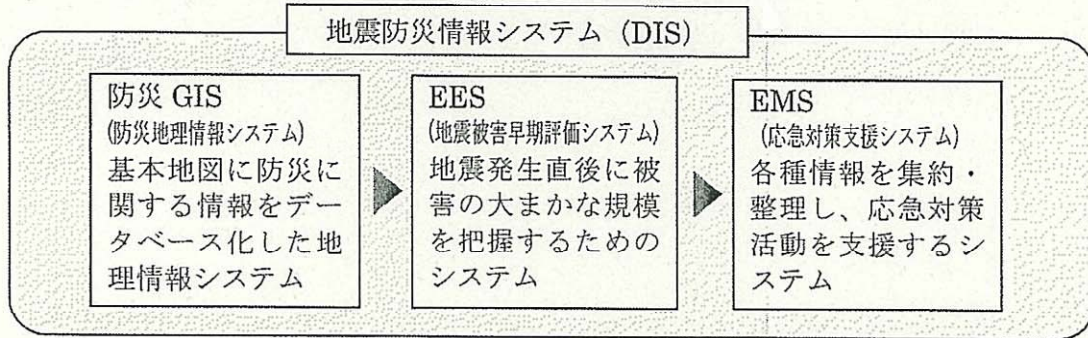
任意の時点で即応できるように、土地の情報管理を適切に行うことが必要である。具体的には、地理情報システム（GIS）や土地情報データベース等の整備を進める。



## 地震防災情報システム (DIS) について

### 1 地震防災情報システムとは

地震防災情報システム (DIS : Disaster Information Systems) は、発災時における応急対策活動を円滑に行うため、被災地の状況を迅速に把握するとともに、事前対策、応急対策及び復旧・復興対策の各段階における情報を統合化し、総合的な意思決定を行うことを目的にした、地理情報システム (GIS : Geographical Information System) を活用したシステム。



### 2 浜松市が独自に DIS を必要とする理由

- ・ 地元の情報をいち早く捉え、正確な情報を把握するため
- ・ 総合的な情報をもとに、浜松市として正確な判断を行うため
- ・ 1/2,500 基盤図と航空写真を活用し、建物や道路の詳細な情報を活かすため
- ・ 被災状況を踏まえた都市・産業・住宅等の復興方針を早期に打ち出すため

### 3 これからの取り組み



第一段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連情報の集約</li> <li>・ GIS データの整理、作成</li> <li>・ 防災 GIS 構築</li> <li>・ システム検討</li> </ul>
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県との情報・システム調整</li> <li>・ EES、EMS の検討</li> </ul>
第三段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松市 DIS 構築</li> </ul>
本格稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以降、情報更新</li> </ul>

#### (参考) 防災地図情報の現状

- 国 : 「地震防災情報システム」を平成8年から運用、地震発生直後の大まかな被害を把握。「防災情報共有プラットフォーム」の構築を平成17年から進めている。
- 静岡県 : 「総合防災情報支援システム」を平成16年から運用。  
「google earth を利用した防災 GIS (正式名称不明)」を平成20年から運用。
- 浜松市 : 避難地の位置等を示す「浜松市防災マップ」を Web で市民に提供。  
庁内では都市計画 GIS などは稼働しているが、防災情報等との統合化は未実施。



## 【協議事項】

- ② 都心における老朽化建築物や耐震性に劣る建物の再整備について

## 【現状と課題】

## 現状

- ・ 都心の 36ha 内に昭和 55 年以前の建物の戸数比率は約 75%である。
- ・ テナントが入らず空室している率は、10.5%である。

## 課題

- ・ 地権者の認識や意向の把握が必要
- ・ 優先順位付けについて
- ・ 施設更新を義務付けした条例制定について《参考 東京都条例》
- ・ 施設更新が円滑に推進される具体的な手法の検討

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

平成 23 年度に都市機能更新促進事業計画作成の業務委託を行う。

市街地整備の必要性や施行の可能性のある区域について、老朽化建物、耐震性に劣る建築物の大規模改修や建替えなどの再整備を促進するために、民間主体型で自発的・戦略的なまちづくりを展開できることを目的とする。

## ◆再整備が必要な地区の優先順位付けについて

- ・ 権利者の意向、建物の築年数、規模、利用状況用途、位置等の調査結果を基に、優先基準を定めて街区単位での順位付けを行う。
- ・ 実現性、緊急性のある地区としてモデル地区（街区）を選定する。

## ◆再整備を促進する具体的な方法について

- ・ 民間が主体的に施設更新を図る整備手法のメニュー化（行政の支援策も含む。）を作成する。
- ・ 予め選定したモデル地区（街区）において、促進事業を実践する。以降、街区単位で説明会を実施し、周知、再整備の誘導を図る。

## ◆条例化に向けたスケジュールについて

委託業務と併行して条例化を目指す。

## 【今後の主要事業】

- ・ 都市機能更新促進事業  
民間の地権者の意見がまとまり、施設更新が決定するまでの事業とする。
- ・ 市街地再開発等支援事業・優良建築物等整備支援事業（従来）  
共同化事業で従来からの国の制度を活用（現 社会資本整備総合交付金）
- ・ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等の活用（従来）  
建築物耐震診断事業、建築物耐震補強助成事業、  
緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

**【論点】**

- ◆ 老朽化建築物の再整備を促進する具体的な方法について
  - モデル地区の選定
  - 行政の支援策を含んだ整備手法のメニュー化について
  - 施設更新を義務付けした条例の整備

**【協議要旨】**

- ◆ 平成 23 年度内に老朽化建築物更新のためのしくみを整えるとともに、モデル地区を選定し公表していく。

# スプリングレビュー調書

## 公園緑地部

### 【基本政策】

みどり生活を愉しむまちづくり

### 【新たな視点による政策提案】

◆ 動物園とフラワーパークの一体化

第3次行財政改革推進審議会における、(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社の存廃を含めた審議結果を受け、動物園とフラワーパークを一体化し、市民の憩いの場・社会教育の場・観光誘客拠点として、新たな管理運営方式を導入し魅力度を高め再生していく。

◆ 都市計画公園の見直し

都市計画公園は、長期未着手の公園が残るなどの課題を抱えていることから、都市計画の見直しに着手することとなっていた。東日本大震災の経験から、防災・被災対応の新たな視点を取り入れ、都市計画の見直しを進める。

### 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~26)における主要課題等】

- ◆ 市民との協働により、緑豊かで花があふれる快適で美しいまちづくりを進め、緑の保全育成や都市部の緑の創出、花と緑の啓発活動に取り組み「みどり生活を愉しむまちづくり」を推進する。
- ◆ 全国緑のカーテンフォーラムの開催をはじめとする緑のカーテンの普及事業を通して、温暖化対策への意識を啓発する。
- ◆ 多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民の憩いの場となるみどり豊かな公園緑地を整備するとともに、歴史史跡の復原や防災施設の拡充を進める。
- ◆ 公園及び街路樹の適正かつ良好な維持管理、愛護団体の育成など市民協働による管理を推進し、市民に愛され親しまれる安全・安心で快適な公園緑地空間を提供する。
- ◆ 市民が楽しめる動物園とするため、創意と工夫を凝らした様々なイベントを企画・開催するとともに、展示・休憩施設等の再整備の検討を進める。
- ◆ 子どもの豊かな心を育てるため、動物園では、生命の大切さや尊さを伝える「生命(いのち)の教育事業」に取り組む。

### 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 動物園とフラワーパークの一体化に伴う「動植物園」の施設内容及び管理運営
- ◆ 浜松城公園がセントラルパークとしてふさわしい公園となるよう、中部中小中一貫校の配置、新美術館や文化ホールなどを有する文化創造ゾーンの形成など「浜松城公園全域の再生構想」
- ◆ 市民協働による新たな公園の管理運営のしくみづくり「市民協働パークマネジメント事業」
- ◆ 動物園に設置予定の「動物愛護・教育センター」に関する教育施設及び施設運営



## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ① 芝生広場浜松方式について

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ◆ 現在整備している公園の芝生広場は、浜松の気候や土壌といった生育環境に加え、維持管理費を踏まえた成長特性や長年に渡る経験を参考に実施している。
- ◆ 芝生広場の利用の多様化や維持管理費の削減、様々な改良種の登場など、芝生を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、見直しや再検討が不可欠となってきた。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ◆ 公園をはじめとするより良い芝生広場の整備を目的として、平成21・22年度に芝生実験を独自に試みたところである。
- ◆ 実験は、日本芝としてノシバ、改良ノシバ、コウライシバ、西洋芝としてバミューダグラス、センチピードグラス、セントオーガスチングラスの6種類の芝について、生育状況、価格及び管理面において調査した。実験地における結果ではあるが、日本芝の「ノシバ」、西洋芝では「バミューダグラス（播き芝）」が優れていたため、施工場所ごとに判断をしながら公園・広場の整備に活用する。
- ◆ 校庭の芝生化については、維持管理面での指導體制や地域の協力体制が必要であり、養生期間や設置場所によりスポーツ利用団体の承諾や授業に支障がないよう調整を図る必要がある。これらの条件が整った学校から、芝生実験結果を基に必要なに応じ検討していく。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

- ◆ 実験結果として従来から採用してきた「ノシバ」の優位性が立証されたため、今後も公園の芝生広場には「ノシバ」を採用する。また、サッカー場などの運動施設には、「バミューダグラス（播き芝）」を採用する。
- ◆ 利用頻度の高い広場の芝生化は適切な施工と管理があつて成り立つものであり、適切な芝種の選択に加え、散水施設などの施設整備とボランティアに依存しない管理体制の構築が不可欠である。
- ◆ 市全体で芝生化を進めていくには、導入箇所の選定、利用の調整など課を越えた連携を行うとともに、芝生化の推進、助言及び管理アドバイスができる専門機関が主体となる体制の確立が必要である。
- ◆ 今後、調整が可能な施設を選定のうへ試験導入し、実態を把握することによって「浜松方式」を模索していきたい。

**【論点】**

- ◆ 施設の芝生化に関する課題について
  - モデル施設の提案

**【協議要旨】**

- ◆ 幼稚園や保育園などにおいて、園庭の芝生化をモデル的に実施する。



## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ② 平成 24 年度からの浜松城公園、遠州灘海浜公園の指定管理者制度導入について

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

## 【浜松城公園】

- ◆ 浜松城公園 管理運営 (財)浜松公園緑地協会が委託業務契約
- ◆ 浜松城天守閣 管理運営 指定管理者が業務契約  
(所管：観光交流課、条例所管：公園課)
- ◆ 入城者数推移 H15 70,848 人 H16 84,509 人 H17 80,243 人 H18 94,509  
H19 106,948 人 H20 112,025 人 H21 143,250 人
- ◆ 浜松城公園と浜松城天守閣は、一体的な指定管理者制度の導入が望ましい。

## 【遠州灘海浜公園】

- ◆ 遠州灘海浜公園 (白羽・中田島) 管理業務 (有)メットが委託業務契約
- ◆ 江之島水泳場 運営管理業務委託は、(財)浜松市体育協会が受託
- ◆ 屋内温水プール 利用者数 H20 60,255 人 H21 51,745 人 H22 40,352 人  
耐震性能評価ランクⅢ(Is 値 0.39) 耐震性が劣り安全上課題がある。  
耐震補強と老朽化施設の改修費用 約 4 億円  
供用開始後約 40 年を経過し施設・設備の老朽化が顕著  
※廃止した場合、児童・25mプール運営方法の検討が必要。(チケット売り場・更衣室・ロッカールーム・シャワー設備の新設、料金設定、委託契約等)
- ◆ 児童・25mプール 開放期間 (7/1～8/31)  
利用者数 H20 5,676 人 H21 4,292 人 H22 4,474 人  
※動線部分の擁壁が傾き、プール内の塗装に亀裂、給水設備から漏水があり、ろ過装置等の老朽化も著しい。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

【浜松城公園】浜松城と浜松城公園の一体的な指定管理者制度の導入【遠州灘海浜公園】白羽・中田島の指定管理者制度の導入

- ◆ 江之島水泳場は、老朽化により指定管理者制度の導入が難しいため、委託契約を継続する。
- ◆ 児童プール・25mプールは、市議会建設委員会 (H20. 8. 25)、南区協議会 (H20. 10. 31)、市議会定例会 (H21. 3. 11) で、継続利用の方向となっていたが、それ以降、老朽化が顕著となり、今後の施設のあり方について検討する。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

- ◆ 遠州灘海浜公園 (白羽・中田島) の指定管理者制度導入にかかる調整
- ◆ 遠州灘海浜公園 (江之島水泳場) の委託契約  
江之島水泳場 (温水プール、児童・25mプール) の今後について ⇒ 南区協議会 (地元説明会)、議会等との調整、条例改正

**【論点】**

- ◆ 浜松城公園の指定管理者制度について
  - 浜松城公園と浜松城天守閣の一体的な管理の導入
- ◆ 遠州灘海浜公園の管理について
  - 江之島水泳場の今後について

**【協議要旨】**

- ◆ 浜松城公園を誘客施設として活性化させるため、指定管理だけでなく、今後の再整備計画を含めて全体としてどう進めるかを検討する。
- ◆ 江之島水泳場の今後について地元と調整を進める。

## スプリングレビュー調書

土木部

## 【基本政策】

安全・安心な道路・河川空間の創出及び災害に強いまちづくり

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 東海・東南海・南海地震の連動が危惧される中で、本市の緊急輸送路における橋梁（橋長15m以上の橋脚を有する橋）の耐震補強率は51%（53橋/104橋）にとどまっている。このため、市民の生命・財産を守り、安全・安心な市民生活を支える橋梁の耐震化を引き続き推進する。
- ◆ 都市内交通手段として有能である「自転車」は、環境にやさしい交通手段として利用者が増加しており、放置自転車対策や安全な自転車走行空間の整備を推進する必要がある。

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~26)における主要課題等】

【戦略計画】戦略3 安全と安心を人から人へ・活発な地域力

【分野別計画】都市・生活基盤分野

- ◆ 災害発生時には、市民が安全に避難する緊急避難路の確保や人命救助、水・食料等の支援物資の運搬に必要な緊急輸送道路の確保が極めて重要であり、当該道路における橋梁の耐震補強が急務である。
- ◆ 通勤・通学や市街地での買い物、及び観光レクリエーションなどに利用されている自転車の安全で快適な走行空間を確保するとともに、公共交通との連携やネットワークを形成し、都市部におけるにぎわいの創出と交通安全対策を図る必要がある。

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 橋梁耐震補強事業  
災害時における緊急輸送道路における橋梁や鉄道線の跨線橋などの耐震補強を実施している。
- ◆ 駐輪場等実態調査  
誰もが安全で安心して円滑に移動でき、環境にやさしい都市を実現するため、既存駐輪場の利用実態調査を実施している。
- ◆ 自転車走行空間整備計画調査  
総合交通計画による交通結節点での自転車利用の実態や自転車走行環境等を調査し、安全で円滑な走行空間整備に向けた計画を策定する。



**【協議事項】**(案件名を記入してください)

- ① 緊急輸送道路や緊急避難路等の橋梁の耐震化

**【現状と課題】**

橋梁の耐震補強については、「大規模地震対策特別措置法」に基づく「東海地震に係わる地震防災対策強化地域」として県下全域が指定されており、緊急避難路や緊急輸送道路の耐震補強対策を重点的に実施している。

この内、特に緊急輸送道路上の橋長 15m以上の橋梁に対し、橋脚補強等の耐震対策を進めているが、現時点での進捗率は 51%にとどまっている。

**【課題解決に向けた今後の方向性】**

緊急輸送道路における橋長 15m以上の橋脚を有する橋梁数は 104 橋であり、この内 53 橋が耐震補強済みとなっている。

今後は、残り 51 橋の耐震補強を早急を実施し、市民の安全と安心を確保する必要がある。

また、緊急避難路については、地震のみならず津波被害も想定した耐震補強計画を策定し、順次耐震化に取り組む必要がある。

**【今後の主要事業】**

- 1 緊急輸送道路における橋梁の耐震補強  
51 橋の耐震補強を実施していく。
- 2 緊急避難路における橋梁の耐震補強  
平成 24 年度に耐震補強計画を策定し、計画的に耐震補強を実施する。

**【論点】**

- ◆ 緊急輸送道路の橋梁の耐震補強スケジュールについて
- ◆ 緊急避難路の橋梁の耐震補強計画策定について

**【協議要旨】**

- ◆ 緊急輸送道路の橋梁の耐震補強は、津波被害の想定をよく分析・研究し優先順位をつける。
- ◆ 緊急避難路の橋梁の耐震補強は津波避難計画と整合を図り実施する。



## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ② 自転車走行空間整備計画について

## 【現状と課題】

近年における健康志向の高まりや CO2 排出削減などに対する市民意識の変化により、自転車が市民生活の移動手段として再認識されている。また、自転車利用は、まちなかの賑わいや活性化にもつながることから、新たな交通システムとしても期待されている。

当市においては、自転車の走行空間が整っていないことから、自動車や歩行者との共用利用による事故の発生や不法駐輪による都市環境の悪化も指摘されている。

このため、自転車走行空間整備計画の策定を進め、安全で快適な自転車走行空間のネットワーク化と駐輪施設の整備に取り組む必要がある。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

都市部では、自転車と公共交通機関（電車・バス）との連携や自転車走行空間のネットワーク化を図り、環境にやさしい都市の実現と誰もが安全・安心で円滑に移動できる自転車の回遊性を高め、にぎわいの創出を目指す。

郊外部では、公共交通機関の利用促進を図るため、自転車利用に応じた駐輪場整備を進めるとともに、観光レクリエーションなどに利用される浜名湖周遊自転車道の未整備区間の解消を図る。

なお、自転車走行空間整備計画調査により、モデル地区を設定し、効果的な整備に取り組む。

## 【今後の主要事業】

- 1 自転車走行空間の整備
  - ・ 自転車走行空間整備モデル地区の選定
  - ・ 既に整備されている自転車歩行者道や駐輪場のネットワーク化
  - ・ 鉄道駅等から通勤・通学に利用されている道路への自転車通行帯の設置
- 2 駐輪場の整備
  - ・ 公共交通機関とのサイクル&ライドや中心部の商業施設へのサイクルストップ
- 3 新たな自転車活用システムの検討
  - ・ レンタサイクルの導入

## 【論点】

- ◆ 自転車走行空間整備計画の策定について
  - ・ 自転車道及び駐輪場の整備による自転車走行空間のネットワーク化

## 【協議要旨】

- ◆ 具体的な事業の実施に向け、平成 23 年度内に計画を策定する。

# 自転車走行空間整備計画

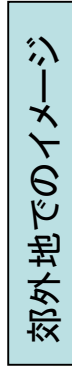
## 施策の概要

### (1)ハード面での施策

- ・歩行者や自動車から分離された自転車走行空間の整備
- ・自転車道のネットワークの整備
- ・自転車駐車場の機動的な整備

### (2)ソフト面での施策

- ・地元自治会や事業者、及び警察や学校等の関係機関と連携
- ・自転車利用の周知(マップなど)
- ・地域特性に応じた公共交通サービスとの連携



出典: 自転車を活用した都市交通システムの構築  
(国土交通省大臣官房技術審議官)



## スプリングレビュー調書

## 建築住宅部

## 【基本政策】

快適な住環境の創出と安全で安心な公共建築物の整備

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 防災拠点施設等の機能強化（津波対策・耐震化促進）について
- ◆ 子育て世帯・高齢者世帯支援のための住宅供給について

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 公共建築物の耐震化
- ◆ 快適な居住環境の創出（地震対策、ユニバーサルデザイン、省エネルギー化の普及）
- ◆ 住宅セーフティネットの充実
- ◆ 市営住宅の適正な維持管理（長寿命化等）

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 公共建築物の長寿命化実施計画の策定
- ◆ 子育て世帯支援のための住宅供給計画策定（地域優良賃貸住宅制度の活用）
- ◆ 高齢者世帯支援のための住宅供給計画策定（高齢者等居住安定化事業の活用）
- ◆ 市営住宅ストック総合活用計画の策定（避難機能を備えた市営住宅の集約建替含）
- ◆ 住宅復興計画の策定



## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ① 防災拠点施設等の機能強化（津波対策・耐震化促進）について

## 【現状と課題】

- ◆ 建物の耐震化と同様に、津波対策について公共建築物を利用した緊急的な対策を検討する必要がある。また、海岸に近接する人口密集市街地においては、市民協働で津波対策を進める必要がある。
- ◆ 防災拠点施設や避難施設のなかには、倒壊する危険性は低いが震災直後からの継続使用を必要とする耐震性を有しない施設が残されている。また、防災拠点施設等において電気・飲料水等のインフラ設備の整備を進めることも必要である。
- ◆ 避難所に指定されている小・中学校、幼稚園の周辺（スクールゾーン）には、いまだ多くの危険なブロック塀等が残っており、通学時の児童生徒や避難者の安全を確保する必要がある

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

- ◆ 津波対策として、海岸から5Km以内で3階建て以上の公共建築物に屋外階段と屋上フェンスを設置して、津波緊急避難所としての整備を行う。
- ◆ 避難施設としての活用も考慮して、老朽化が進み点在する市営住宅を集約建替する。計画当初から民間事業者等と連携し経費節減を図るとともに、地域住民とのワークショップを行い、地域の必要とする避難所機能を付加する。
- ◆ 指定避難所（小・中学校は体育館のみを対象）・防災対策本部等の防災拠点施設については、県が定めた基準まで耐震性能の強化を図り、震災直後から継続使用出来るようにする。あわせて、自家発電機・飲料水等のインフラ設備の配備を推進していく。
- ◆ 小・中学校、幼稚園の敷地から500mの範囲の道路に面する危険なブロック塀等の改善も「ブロック塀等耐震化促進事業」の補助対象に拡大して、危険なブロック塀の撤去を促進し、もって地域の安全対策を促進する。

## 【今後の主要事業】

- ◆ 津波避難所整備事業（屋外階段、屋上フェンス設置）
- ◆ 市営住宅建設事業
- ◆ 防災拠点施設耐震性能強化事業
- ◆ ブロック塀等耐震化促進事業

**【論点】**

- ◆ 津波対策について
  - 学校など公共建築物への外付け階段の設置について
  - 津波避難所となりうる市営住宅の集約建替について
  - 指定避難所の体育館等の耐震性能強化について

**【協議要旨】**

- ◆ 外付け階段は工法・場所を検討するとともに、危機管理課の建物調査と連携して、優先度の高いところから実施する。
- ◆ 低層の市営住宅の建替えは、住宅需要を考慮し戸数を検討する。
- ◆ 耐震性能強化は、国や県の被害調査を分析し適切に行う。

## 【協議事項】(案件名を記入してください)

- ② 子育て世帯・高齢者世帯支援のための住宅供給について

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

## ◆子育て世帯

子育て世帯がゆとりを持って安心して暮らせる住宅の整備促進、子育てに夢を持てる社会を構築することが求められている。

## ◆高齢者世帯

高齢者単身・夫婦世帯の急増に対応し、高齢者が安心して生活することができる環境の整備に向け、高齢者の状況に応じた住宅の供給と支援サービスの提供が求められている。このため、バリアフリー構造等を有する住宅対応のみではなく、介護・医療と連携する人的サービス体制等が整った高齢者向け住宅の供給を図るものである。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

## ◆子育て世帯

子育てを担う若い世帯を中心に、広くてゆとりある住宅を確保できるように、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給及び既存市営住宅(改修)の供給を図る。

供給地域は、都市計画マスタープランに掲げられている拠点ネットワーク型都市構造の実現のため、同プランに位置付けられている地域交流拠点や地域生活拠点等の拠点到供給することとする。

## ◆高齢者世帯

老朽化した市営住宅の敷地の一部を民間に開放(賃貸)し、民間事業者により介護・医療と連携したサービス機能を備えた高齢者向け住宅の供給を行い、併せて地域の拠点とする。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

## ◆子育て世帯

- 特定優良賃貸住宅助成事業(補助金)※民間賃貸住宅供給

「地域優良賃貸住宅」制度を活用して民間賃貸住宅の建設費補助及び家賃減額補助の子育て世帯の支援を行うモデル事業として実施する。

- 市営住宅ストック総合改善事業※既存市営住宅(改修)供給

市営住宅ストック総合活用計画を策定し、今後の整備方針や整備内容を明確にする。モデル事業として子育て世帯向けに住戸改善を行い、優先入居を実施する。

## ◆高齢者世帯

新たな「サービス付き高齢者向け住宅制度」を活用し、老朽化した市営団地の低層住宅群を用途廃止し、この敷地をモデル的に民間事業者に開放し、同事業者によるサービス付高齢者向け住宅の整備を支援することにより、団地内の住民及び周辺地域の高齢者支援拠点とする試行的事業を実施する。

**【論点】**

- ◆ 子育て・高齢者世帯への住宅支援について
  - 子育て世帯向け住宅の民間供給
  - 老朽化した市営住宅を子育て世帯向けに改修および優先入居
  - 民間事業者が市営住宅跡地を活用してサービス機能つき高齢者向け住宅の整備を促進

**【協議要旨】**

- ◆ 子育て世帯支援向け住宅の供給については、主要な拠点地区へは民間事業者が供給し、それ以外の地区で老朽化した市営住宅の一部を子育て世帯向けに改修を行う等、供給を進める。
- ◆ サービス機能付き高齢者向け住宅の供給については、高齢者福祉政策と連携を図り、民間協働により検討を進める。

## スプリングレビュー調書

消防局

## 【基本政策】

災害に強い都市(まち)づくり

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 東海地震の震災対応に要する消防力の集中と消防防災施設の強化  
東日本大震災の検証により、本市の臨海部、都市部、山間部のそれぞれの地域性に着目し、想定される災害特徴に応じた、各消防署の優先・集中すべき活動を再検討するとともに、それに伴う庁舎、車両、耐震貯水、装備等について迅速に必要な整備を進める。また、はまかぜの一年間の運航実績を鑑み、今後に向けてより安全な運航手法を検討する。
- ◆ 三遠南信地域の消防防災体制の連携強化  
環浜名湖地域の消防体制の強化のため、25年度の受託開始を目途に湖西市との広域化を進めるとともに、三遠南信地域の各消防機関において今回の震災を踏まえた連携について検討する。

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 東海地震による大きな被害が予想される地域であり、消防防災及び救急体制の充実・強化を図る必要がある。
  - ・ 消防防災施設の充実・強化について

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 東日本大震災による、現地消防機関の活動及び消防施設の被災状況に関する調査
- ◆ 震災時の消防活動に有効かつ必要な車両、装備に関する調査
- ◆ 新東名、三遠南信道の開通により、トンネル内など道路上で発生する災害に適切に対応できる部隊配置、資機材等に関する調査及び検討





## 【協議事項】

消防防災施設の充実・強化について

## 【現状と課題】

- ・耐震性を有する消防水利の整備を進めているが、震災時の多発、大規模な火災に対応するため、早期に整備し、充足していく必要がある。
- ・消防ヘリコプターの運航は、災害時の情報収集、津波災害などの広報活動等に有効であるが、緊急時の夜間や視界不良時の運航に、より安全な運航の確保と対応力の向上を図る必要がある。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

- ・建物が密集する市街地、準市街地等を優先して、耐震性の貯水槽及び防火井戸を整備する。
- ・より安全な消防ヘリコプターの運航の確保と対応力の向上を図るため、パイロットに計器飛行証明を取得させる。

## 【今後の主要事業】

- ・耐震性貯水槽設置事業
- ・防火井戸設置事業
- ・消防航空隊運営維持管理事業

## 【論点】

- ◆ 広域火災に対応できる消防水利の整備について
  - ・ 耐震性貯水槽や防火井戸の整備計画について
- ◆ 大規模災害時の夜間ヘリ運行に必要な資格取得について
  - ・ 資格取得計画について

## 【協議要旨】

- ◆ 消防防災施設の設置に当たっては、津波対策について優先して検討する。
- ◆ 消防水利について、優先順位を考えて必要な箇所の整備を行う。
- ◆ 計器飛行証明資格については、有資格者の採用など再検討を行う。

## 消防防災施設の充実・強化について（耐震性貯水槽等の整備）

### 1 目的

大規模地震の発生時に予想される同時多発火災に備え、耐震力の弱い消火栓に代わる耐震性の貯水槽及び防火井戸を設置し、消防隊及び自主防災隊の消火活動の水源を確保することを目的とする。

### 2 事業内容

耐震性の消防水利が不足している地域に、耐震性の貯水槽及び防火井戸を設置する。

震災時に迅速な消防活動が展開できるよう、早期の充足を図っていく。

### 3 耐震性貯水槽等の設置状況

250m×250mの範囲を消防水利1基で火災防ぎよするものと考え、建築物の密集度や人口等を勘案して算出したメッシュ数が基準となる。

現在の区別の充足率は、以下のとおり。

平成23年4月1日現在

	合計	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
基準メッシュ数	2,953.5	564.5	536.5	356	446.5	440	558	52
充足メッシュ数	2,079.5	478	384	254	283.5	245.5	405	29.5
充足率（%）	70.4	84.7	71.6	71.3	63.5	55.8	72.6	56.7

### 4 整備方針

未充足メッシュに対し、地域内人口、住宅の密集状況、延焼危険等を考慮して、特に設置を促進すべき地域を絞り込んだうえで、同時多発火災により消防活動が困難と予想される密集地域を中心に設置を図る。

この設置促進地域を、90箇所とし、人口推移の状況や水脈条件などを参考に、5年間で耐震性貯水槽及び耐震性を有する防火井戸を設置する。

## スプリングレビュー調書

## 上下水道部

## 【基本政策】

安全で安心な水道水の供給と快適な生活環境を保つための下水道の整備

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 水道事業ストックへの対応策として、企業債の依存に頼らない資金調達、投資負担の軽減を図る中で、将来的な健全経営及び事業性を確保するため、水道事業における官民連携スキームの導入を検討する。
- ◆ 東日本大震災を受け、下水道施設の津波対策等、新たな防災対策（計画）を検討する。

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 企業債残高の削減（水道事業）
- ◆ 企業債残高の削減（下水道事業）
- ◆ 水洗化率の向上
- ◆ 上下水道料金等の収納率の向上
- ◆ 水道普及率の向上
- ◆ 下水道普及率の向上

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 水道事業における官民連携事業についての勉強会の開催  
（平成22年10月から4回開催し、平成23年6月頃に報告会を開催する）
- ◆ （課題）
  - 1 水道事業の安定的な経営を推進することで、財務を含む健全経営（収支、技術の継承、維持管理等）を維持していくスキームを構築する必要がある。
  - 2 既存の配管を50年（法定耐用年数の1.25倍）で更新した場合、多額な予算が必要となり、水道事業収益の増収が見込まれない中、財源調達の仕組みを構築する必要がある。
- ◆ （課題解決に向けた今後の方向性）  
企業債依存に頼らない資金調達又は投資負担を軽減する中で、いかに効率化を図り、事業性を確保するために、官民連携スキームを提案する。



**【協議事項】**(案件名を記入してください)

下水道処理施設の津波対策等、新たな防災対策(計画)の実施

**【現状と課題】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

市内の下水道処理施設については、東海地震第3次被害想定に基づき、耐震化を実施している。しかし、津波に対しては、同被害想定では、市内各下水道処理施設に到達しないこととなっているため、特段の津波対策を講じてきていない。

東日本大震災の被災状況を勘案すると、主たる中心部を担う中部浄化センター(処理能力124,000 m<sup>3</sup>/日)及び周辺部を担う西遠浄化センター(処理能力150,000 m<sup>3</sup>/日)の停止により、全市内処理人口の約95%(58万人)が処理不能になると思われる。特に中部浄化センターは合流式(汚水+雨水)のため、雨水による中心市街地に大きな浸水被害発生が予想される。

今回の東日本大震災に接し、新たに津波による被害を考慮し、人的・物的被害の最小化に向け下水道施設の津波対策を講じる必要がある。

**【課題解決に向けた今後の方向性】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

優先対策として以下による中部浄化センター本体施設の対策に取り組む。

1. 施設の対津波防護の強化
2. 津波被災後の施設の応急的稼働対策
3. 施設勤務職員の一時安全避難場所(剛構造建造物の最上部)の確保
4. 施設近隣住民の緊急一時避難場所の確保

(注1)市全体の防災対策との整合性や位置付けの整理が必要。

(注2)西遠浄化センター(県施設)へは、対策要請、協議等により整合性ある対策を構築する。

(注3)上記を踏まえたシミュレーション等を経て計画を策定し、対策を実施して行く。

**【今後の主要事業】**

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

中部浄化センターについては、

1. 施設運転に必要な重要設備(自家発電機、電気設備)の高所移設やポンプ場の遮水対策(止水壁設置・水密構造化)工事の実施
2. 被災後応急稼働が必要な排水ポンプ設備の機能強化工事(冷却系防水化)の実施
3. 職員の安全避難通路及び場所の確認、必要安全施設・器具・誘導標識等の整備
4. 近隣住民緊急避難可能な通路、場所、必要設備・器具・誘導標識等の整備及び近隣住民への周知方法

【論点】

- ◆ 下水道施設の津波対策について
  - 施設近隣住民の避難場所の確保
  - ポンプ室の遮水工事
  - 排水ポンプ設備の機能強化

【協議要旨】

- ◆ 中部浄化センターの津波対策については、必要な措置を講じる。
- ◆ 西遠浄化センターについては、本市に移管される前に津波対策を講じるよう県に要望する。

# スプリングレビュー調書

# 学校教育部

## 【基本政策】

夢と希望をもって学ぶことができる園・学校づくり

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ 発達支援教育の理念を根幹にした、確かな子ども理解により、一人一人の子どもや保護者が教育上求めているものや必要な教育的なニーズを的確に把握し、それに対して適切な支援をしていくことで、すべての子どもの健やかな成長発達を目指す。
- ◆ 東日本大震災により被災地から避難している子ども達の市立幼稚園・小中学校への受入にあたっては、柔軟且つ速やかに受入を行うとともに、受入れ先の園及び学校での適切な支援対応に努めている。特にこころのケアを必要とする者に対しては、スクールカウンセラーを派遣し、少しでも不安を取り除くことができるよう働き掛けていく。

(4月15日現在の受入状況…幼稚園3人、小学校18人、中学校3人)

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 少子化及び一部地域における過疎化による児童・生徒数の減少と学校規模の格差
- ◆ 厳しい社会経済情勢による経済的な理由での就学困難な子どもの増加
- ◆ いじめ、不登校、非行などの問題行動の増加
- ◆ 日本語習得に苦勞をしている外国人児童・生徒への対応、外国人の不就学
- ◆ 軽度発達障がいのある児童・生徒の増加
- ◆ 学力、学習意欲の2極化傾向

特に社会全体における規範意識の低下、人と人のつながりの希薄化、子育てへの関心の低さなどが、人間関係能力、我慢強さや自尊感情の低下など、子どもの心に関する問題に大きく影響を及ぼしている。

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 小学1・2年生の30人学級の早期の実現を目指し、国の35人学級の進捗状況を踏まえ実施時期について検討する。
- ◆ 小中一貫教育については、平成23年度からカリキュラムの作成に取り掛かり、平成24年度から各教科・領域の9年間の系統性を踏まえた授業を展開する。
- ◆ ものづくり産業の市民風土を背景に、産学官の連携を図り、地域一体の教育で未来の浜松を担う子どもを育てるため、組織形態などを含む、取り組み方法について研究する。





## 【協議事項】(案件名を記入してください)

課外特別講座の創設及び理系学力のレベルアップについて

## 【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

各学校では、子どもの能力に応じた指導を行い、学習指導、生活指導において一定の成果をあげている。今後は、理数、外国語、音楽、美術などの各分野において才能豊かな子どもたちをさらに伸ばすシステムが必要である。子どもの理系の才能を伸ばすシステムに関して言えば、平成23年度に静岡大学ものづくり教育支援センター内にある浜松RAIN房が「ダ・ヴィンチ・キッズ プログラム」をコーディネートし、子どもの理系の才能を育むことをスタートさせている。今後は、他の分野においてもこのような動きが必要になってくる。

現在、理科授業の充実を図るため実施している理科支援員配置事業については、平成23年度で科学技術振興機構の補助金が終了する。今後、理系学力のレベルアップを図っていくためには、平成24年度以降の実施方法を検討する必要がある。

## 【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

学校の枠を越えた専門性豊かな内容を学ぶことができるよう、理数、外国語、音楽、美術などの課外特別講座を創設する。

## 【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

企画部、生活文化部、商工部、学校教育部が連携し「課外特別講座プロジェクト」を創設する。本プロジェクトは、理数、外国語、音楽、美術などの専門家による課外特別講座を実施し、子どもの才能を育んでいくものである。

実現に向けては、次の検討が必要である。

- ・ プログラム内容、講師選定など実施形態を検討する。

なお、本プロジェクトを実現するために、以下の3つのステージを考え、計画的に推移させる。

- 第1ステージ 開発したプログラムを子どもに広く紹介し、複数の会場(地区)で実施する。
- 第2ステージ より高いレベルのプログラムを、子どもに広く紹介し、複数の会場(地区)で実施する。
- 第3ステージ 専門化、高度化したプログラムに進化させ、特別授業を行う。

**【論点】**

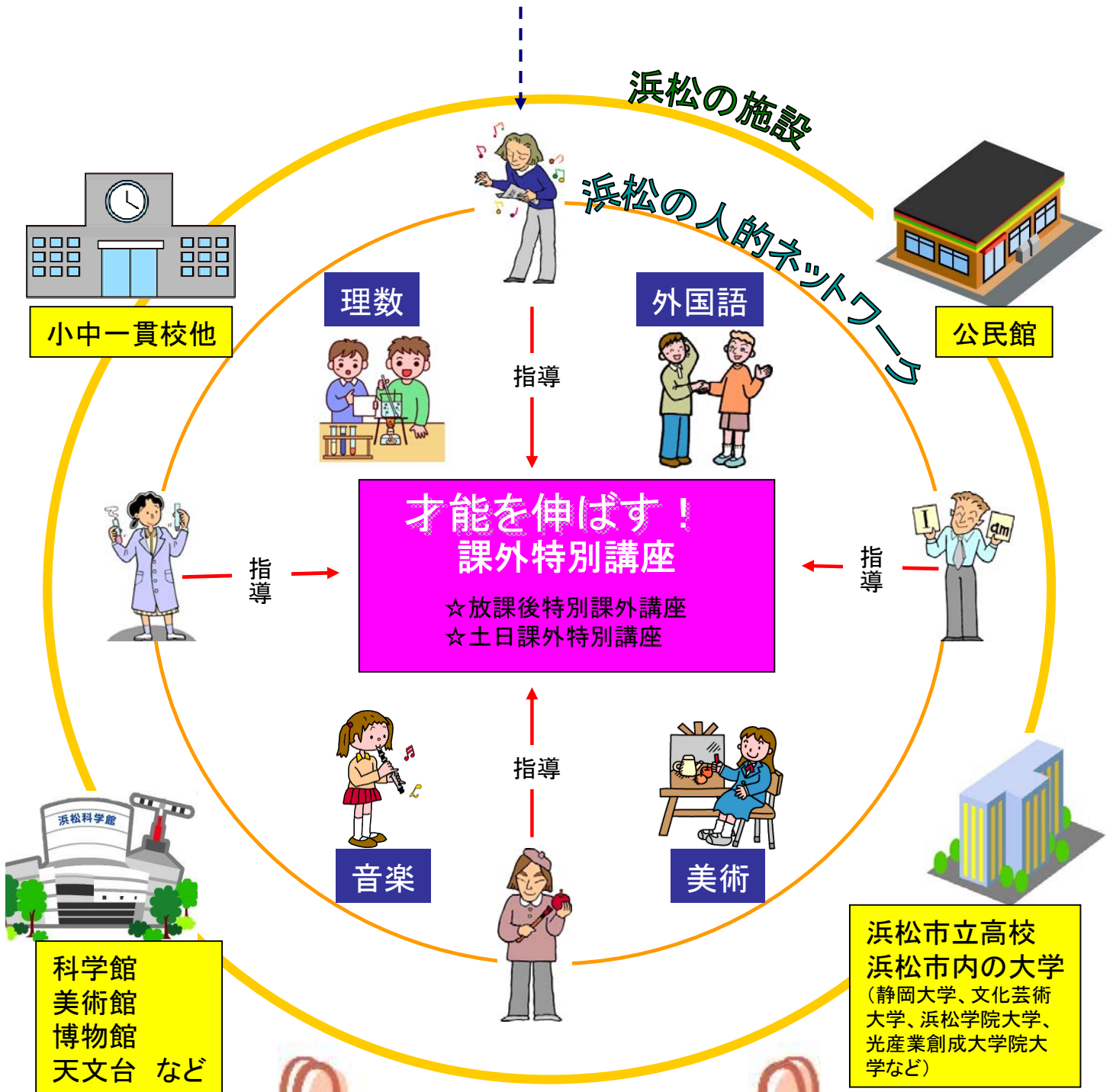
- ◆ 市独自のカリキュラムによる特別指導について
  - 部局が連携する「課外特別講座プロジェクト」の創設について

**【協議要旨】**

- ◆ 民間と連携し、際立つ能力を有する人材育成の実現に向けた研究を進める。
- ◆ 理数系に加えて音楽やポルトガル語など浜松らしい分野について検討する。

子どもの才能を伸ばす「はままつ課外特別講座」

才能豊かな子どもを  
各学校から募集



連携

産

資金・人的支援

学

プログラム開発

官

カリキュラム管理



浜松市  
HAMAMATSU CITY

発 行 : 浜松市企画部企画課  
発行年月 : 平成 23 年 6 月  
住 所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2  
電 話 : 053-457-2241  
F A X : 053-457-2248  
E - m a i l : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
U R L : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>